

アフリカ知的財産権機関

バンギ協定

1999年2月24日改正

2002年2月28日施行

目次

第1条 定義

第1章 総則

第1節 基本原則

第2条 創設及び責務

第3条 権利の性質

第4条 付属文書

第5条 国際条約の履行

第2節 実施要領及び規則

第6条 出願

第7条 国内及び国際出願の提出及び登録

第8条 特許の付与、公開及び維持、実用新案の登録、並びにそれらの効果

第9条 商標及び役務商標の登録及び公開、並びにそれらの効果

第10条 工業意匠の登録、維持及び公開、並びにそれらの効果

第11条 商号の登録及び公開並びにその効果

第12条 地理的表示標識の登録及び公開、並びにその効果

第13条 集積回路の回路配置(図)の登録、維持及び公開、並びにそれらの効果

第14条 植物新品種の登録、維持及び公開

第15条 機関の刊行物

第16条 専用登録簿

第17条 不一致規定

第18条 法的決定の及ぶ範囲

第19条 審判

第20条 その他の措置

第2章 加盟国

第1節 加盟資格

第21条 加盟資格

第 22 条 加盟国

第 23 条 協力国

第 2 節 加盟国の権利及び義務

第 24 条 加盟国の権利

第 25 条 関連国の権利

第 26 条 義務

第 3 章 機関の組織

第 27 条 機関の組織

第 1 節 管理評議会

第 28 条 資格

第 29 条 管理評議会の任務及び権限

第 30 条 特別な任務

第 31 条 管理評議会の会議

第 32 条 管理評議会の決定

第 2 節 審判高等弁務局

第 33 条 名称、任務及び構成

第 3 節 総局

第 34 条 総局の任務

第 35 条 長官

第 4 章 機関の財源

第 36 条 財源

第 37 条 収入及び手数料

第 38 条 予算余剰金

第 5 章 一般規定、移行規定及び最終規定

第 39 条 機関の法人格、特権及び免責

第 40 条 機関の本部

第 41 条 機関の存続期間

- 第 42 条 署名及び批准
- 第 43 条 発効及び効力
- 第 44 条 移行規定
- 第 45 条 加入以前に一国家において付与される権原
- 第 46 条 国家の加盟以前に OAPI で有効な権利
- 第 47 条 改定
- 第 48 条 廃棄通告

付属文書 1 特許

第 1 章 総則

- 第 1 条 定義
- 第 2 条 特許性のある発明
- 第 3 条 新規性
- 第 4 条 進歩性
- 第 5 条 産業上の利用可能性
- 第 6 条 特許性のない対象
- 第 7 条 特許により付与される権利
- 第 8 条 特許により付与される権利の制限
- 第 9 条 保護期間
- 第 10 条 特許を受ける権利
- 第 11 条 特許を受ける権利：職務発明
- 第 12 条 特許出願の実用新案出願への変更
- 第 13 条 外国人の特許を受ける権利

第 2 章 特許付与及び追加証に関する手続

第 1 節 特許出願

- 第 14 条 願書の提出
- 第 15 条 発明の単一性
- 第 16 条 優先権主張
- 第 17 条 未払いによる不受理
- 第 18 条 出願日

第 2 節 特許付与

- 第 19 条 特許出願のアフリカ知的財産権機関への送達
- 第 20 条 出願の審査
- 第 21 条 請求項、詳細な説明、図面及び要約書の補正

- 第 22 条 特許付与
- 第 23 条 付与の延期
- 第 24 条 拒絶を決定する条件
- 第 25 条 特許専用登録簿への行為の登録

第 3 節 追加証

- 第 26 条 追加証を受ける権利
- 第 27 条 存続期間
- 第 28 条 追加証出願の特許出願への変更

第 4 節 特許及び追加証に関する送達及び公開

- 第 29 条 追加証出願の特許出願への変更に関する手続
- 第 30 条 同一の対象に関する特許を実施する権利の独立性
- 第 31 条 特許及び追加証の詳細な説明及び図面の送達
- 第 32 条 特許及び追加証の公開

第 5 節 特許及び契約実施権の移転及び譲渡

- 第 33 条 権利の移転及び譲渡
- 第 34 条 第三者に対する行使
- 第 35 条 特許及び追加証の権利としての実施
- 第 36 条 実施権契約
- 第 37 条 無効条項
- 第 38 条 無効条項の認定

第 3 章 無効、権利失効及びそれらに関連する行為

第 1 節 無効及び権利失効

- 第 39 条 無効
- 第 40 条 権利失効
- 第 41 条 回復
- 第 42 条 無断利用

第 2 節 無効又は権利失効を求める訴訟

- 第 43 条 無効又は権利失効訴訟の開始
- 第 44 条 管轄権
- 第 45 条 無効又は権利失効に関する司法判断の登録

第4章 強制実施権

- 第46条 不実施に対する強制実施権
- 第47条 従属特許に対する強制実施権
- 第48条 強制実施権の付与の請求
- 第49条 強制実施権の付与
- 第50条 強制実施権者の権利と義務
- 第51条 強制実施権の制限
- 第52条 強制実施権の変更及び取下げ
- 第53条 不服申立て
- 第54条 付与された権利の防護
- 第55条 強制実施権の受益者の義務の停止
- 第56条 職権による実施権
- 第57条 実施許諾

第5章 侵害、法的手続及び罰則

- 第58条 侵害
- 第59条 累犯及び処罰を重くする情状
- 第60条 酌量すべき情状
- 第61条 刑事手続開始の条件
- 第62条 刑事裁判所の特別権限
- 第63条 付与前の行為
- 第64条 侵害による差押
- 第65条 実体的手続開始の期限
- 第66条 立証責任
- 第67条 その他の制裁

第6章 一般規定、移行規定及び最終規定

- 第68条 1977年3月2日のバンギ条約の下で付与又は認定された特許の継続的有効性
- 第69条 既得権

付属文書2 実用新案

第1章 総則

- 第1条 定義及び分類基準
- 第2条 新規性
- 第3条 産業上の利用可能性
- 第4条 実用新案と認められない主題

- 第5条 付与される権利
- 第6条 保護期間
- 第7条 実用新案登録証を受ける権利
- 第8条 実用新案登録証を受ける権利：従業者による考案
- 第9条 実用新案登録証により付与される権利の制限
- 第10条 実用新案登録証を受ける外国人の権利

第2章 実用新案の登録に関する手続

第1節 実用新案登録出願

- 第11条 願書の提出
- 第12条 実用新案の単一性
- 第13条 優先権主張
- 第14条 特許出願の実用新案登録出願への変更及びその逆の変更
- 第15条 未払いによる不受理
- 第16条 出願日

第2節 実用新案の登録証の付与

- 第17条 実用新案登録証出願の送達
- 第18条 出願の審査
- 第19条 交付
- 第20条 拒絶を決定する要件

第3節 改良証

- 第21条 改良証を受ける権利
- 第22条 改良証の存続期間
- 第23条 改良証出願の実用新案登録証出願への変更
- 第24条 改良証出願の実用新案登録証出願への変更に係る手続
- 第25条 同一の対象に関し実用新案登録証を利用する権利の独立性

第3章 公開

- 第26条 詳細な説明、図面及び写真の送達
- 第27条 実用新案登録証の公開

第4章 権利及び実施権の移転及び譲渡

- 第28条 権利の移転及び譲渡

- 第 29 条 実用新案専用登録簿への行為の登録
- 第 30 条 実用新案及びその改良の権利としての実施
- 第 31 条 実施権契約
- 第 32 条 無効条項
- 第 33 条 無効条項の認定

第 5 章 無効、権利失効及びそれらに関連する行為

第 1 節 無効及び権利失効

- 第 34 条 無効
- 第 35 条 権利失効
- 第 36 条 回復
- 第 37 条 無断利用

第 2 節 無効又は権利失効を求める訴訟

- 第 38 条 訴訟の開始
- 第 39 条 管轄権
- 第 40 条 無効又は権利失効に関する司法決定の判断

第 6 章 侵害、法的手続、及び罰則

- 第 41 条 侵害
- 第 42 条 累犯及び処罰を重くする情状
- 第 43 条 酌量すべき情状
- 第 44 条 刑事手続開始の条件
- 第 45 条 刑事裁判所の例外的権限
- 第 46 条 登録前の行為
- 第 47 条 侵害による差押
- 第 48 条 実体的手続開始の期限
- 第 49 条 その他の制裁

第 7 章 一般規定、移行規定及び最終規定

- 第 50 条 既得権

付属文書 3 商標及び役務商標

第 1 章 総則

- 第 1 条 標章の任意選択性
- 第 2 条 標章と認める標識
- 第 3 条 登録の対象とならない標章
- 第 4 条 外国人による権利の取得
- 第 5 条 標章に対する権利
- 第 6 条 周知標章
- 第 7 条 登録により付与される権利

第 2 章 出願、登録及び公開

- 第 8 条 願書の提出
- 第 9 条 登録の範囲
- 第 10 条 出願記載書及び書類の送達
- 第 11 条 優先権主張
- 第 12 条 未払いによる不受理
- 第 13 条 受理可能性及び出願日の要件
- 第 14 条 標章の登録
- 第 15 条 出願拒絶に対する審判
- 第 16 条 登録証の発行
- 第 17 条 公開
- 第 18 条 異議申立て
- 第 19 条 権利の存続期間
- 第 20 条 専用登録簿に含まれる情報の利用
- 第 21 条 標章登録の更新

第 3 章 放棄、取消及び無効

- 第 22 条 放棄
- 第 23 条 取消
- 第 24 条 無効
- 第 25 条 回復

第 4 章 標章及び契約実施権の移転及び譲渡

- 第 26 条 権利の移転
- 第 27 条 第三者に対する行使
- 第 28 条 無効に関する司法判断の登録

- 第 29 条 実施権契約
- 第 30 条 無効条項
- 第 31 条 無効条項の認定

第 5 章 団体標章

- 第 32 条 団体標章を受ける権利
- 第 33 条 団体標章の使用
- 第 34 条 団体標章登録
- 第 35 条 団体標章の防護
- 第 36 条 団体標章の移転、無効及び権利失効

第 6 章 罰則

- 第 37 条 登録標章の不法使用に対する罰則
- 第 38 条 強制標章及び禁止標識に関連した罰則
- 第 39 条 非加重罰則
- 第 40 条 累犯の場合の罰則
- 第 41 条 酌量すべき情状
- 第 42 条 選挙権のはく奪
- 第 43 条 偽造標章及び商品の結末
- 第 44 条 強制標章に係る他の措置
- 第 45 条 団体標章に関連した罰則
- 第 46 条 侵害訴訟を提起する権利

第 7 章 管轄権

- 第 47 条 管轄権
- 第 48 条 侵害による差押
- 第 49 条 実体的手続開始の期限

第 8 章 一般規定、移行規定及び最終規定

- 第 50 条 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定の下で登録又は認定された標章の継続的有効性
- 第 51 条 既得権

付属文書 4 意匠

第 1 章 総則

- 第 1 条 定義

- 第2条 登録の対象となる意匠
- 第3条 登録により付与される権利
- 第4条 意匠を受ける権利
- 第5条 外国人による権利の取得
- 第6条 従業者により創作された意匠
- 第7条 付与される権利の制限

第2章 寄託と公表

- 第8条 願書の提出
- 第9条 優先権主張
- 第10条 出願記載書及び書類の送達
- 第11条 意匠の登録
- 第12条 保護期間
- 第13条 回復
- 第14条 出願書類の送達
- 第15条 公開
- 第16章 公表
- 第17条 保存期間
- 第18条 出願料
- 第19条 未払いによる不受理

第3章 意匠の移転及び譲渡

- 第20条 権利の移転
- 第21条 専用登録簿への行為の登録
- 第22条 共有権の行使

第4章 実施権契約

- 第23条 実施権契約
- 第24条 無効条項

第5章 罰則

- 第25条 権利侵害に対する罰則
- 第26条 累犯の場合の罰則
- 第27条 選挙権のはく奪
- 第28条 没収

第6章 法的手段及び手続

- 第29条 管轄権
- 第30条 刑事手続開始の条件
- 第31条 侵害による差押
- 第32条 実体的手続開始の期限
- 第33条 司法機関への書類の送付
- 第34条 付与された権利の防護

第7章 一般規定、移行規定及び最終規定

- 第35条 1977年3月2日のバンギ協定の下で登録又は認定された意匠の継続的有効性
- 第36条 既得権

付属文書5 商号

- 第1条 定義
- 第2条 商号として受け入れられない名称又は称呼
- 第3条 商号を受ける権利
- 第4条 商号登録の特段の効果
- 第5条 商号の使用条件
- 第6条 願書の提出
- 第7条 出願記載書
- 第8条 出願登録
- 第9条 異議申立て
- 第10条 登録証
- 第11条 権利の存続期間
- 第12条 回復
- 第13条 放棄
- 第14条 商号の無効
- 第15条 商号の移転
- 第16条 法的行為及び罰則
- 第17条 範囲
- 第18条 1977年3月2日のバンギ協定の下で登録又は認定された商号の継続的有効性
- 第19条 既得権

付属文書6 地理的指示標識(省略)

付属文書7 文学的及び芸術的財産権(省略)

付属文書8 不正競争からの保護(省略)

付属文書 9 集積回路の回路配置(省略)

付属文書 10 植物品種保護(省略)

第1条 定義

次に掲げる用語は、次のとおりの意味を有する。

「バンギ協定」とは、1977年3月2日にバンギで締結されたアフリカ知的財産権機関の創設に係る協定及びその付属文書すべてをいう。

「機関」とは、アフリカ知的財産権機関をいう。

「審判高等弁務局」とは、機関の審判高等弁務局をいう。

「議長」とは、機関の管理評議会の議長をいう。

「長官」とは、機関の長官をいう。

「加盟国」とは、機関の加盟国をいう。

「パリ条約」とは、1883年3月20日にパリで締結され、その後修正された「工業所有権の保護に関するパリ条約」をいう。

「特許協力条約」とは、1970年6月19日にワシントンで締結され、その後修正された条約をいう。

「国家管理部」とは、各加盟国において工業所有権権に係る事項を担当する省をいう。

「ベルヌ条約」とは、1886年9月9日にベルヌで締結され、その後修正された「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」をいう。

「ローマ条約」とは、1961年にローマで締結された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する条約をいう。

第1章 総則

第1節 基本原則

第2条 創設及び責務

(1) 1977年3月2日にバンギ協定により創設されたアフリカ知的財産権機関は、次の責務を負う。

(a) 工業財産権保護のための統一制度に由来する共通の管理手続を、機関の加盟国が加入するこの分野の国際協定の規定と同様に施行し、適用し、かつ工業所有権に関するサービスを提供すること。

(b) 文化的かつ社会的価値の表現としての文学的及び美術的財産権の保護の推進に貢献すること。

(c) 作家協会が存在しない加盟国にあっては各国の作家協会の創設を奨励すること。

(d) 文学的及び美術的財産権の保護に関するあらゆる種類の情報を集約し、統合し、普及させ、かつそうした情報を要求する本協定の加盟国に通知すること。

(e) 特に、知的財産権及び関連した権利の効果的な保護によって、加盟国の経済発展を促進すること。

(f) 知的財産権に係る訓練を提供すること。

(g) 加盟国によって機関に委託された目的に関連した他の任務を担うこと。

(2) 各加盟国に対して、機関は、上述したパリ条約の第12条の意味における各国の工業所有権サービスを提供し、特許に関する文書及び情報の中央組織として機能するものとする。

(3) 特許協力条約の加盟国でもある各加盟国に対して、機関は、当該条約の第2条(xii)、(xiii)、(xiv)、及び(xv)の意味における「国内官庁」、「指定官庁」、「選択官庁」又は「受理官庁」としての役割を果たすものとする。

(4) 商標登録条約の加盟国でもある各加盟国に対して、機関は、当該条約の第2条(xiii)の意味における「国内官庁」として、かつ、同第2条(xv)の意味における「指定官庁」としての役割を果たすものとする。

第3条 権利の性質

(1) 本協定の付属文書に規定される知的財産権の分野に係る権利は、当該権利が効果を有する各加盟国の法律に従って、独立した国家権利となるものとする。

(2) 各国の国民は、工業所有権の保護に関するパリ条約(1967年法)、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(1971年法)、万国著作権条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定並びにこれら条約又は協定を改正した又は改正する条約、付加的改正及び最終議定書の条項が、本協定及びその付属文書の規定よりも知的財産権に由来する権利の保護において有利であるあらゆる場合において、これらの規定に基づく利益を請求できる。

第4条 付属文書

(1) 本協定の付属文書は、それぞれ、次の事項に関して各加盟国に適用される規定を含む。

— 特許(付属文書1)

— 実用新案(付属文書2)

- － 商標及び役務商標(付属文書 3)
- － 意匠(付属文書 4)
- － 商号(付属文書 5)
- － 地理的表示(付属文書 6)
- － 文学的及び美術的財産権(付属文書 7)
- － 不正競争からの保護(付属文書 8)
- － 集積回路の回路配置(図)(付属文書 9)
- － 植物品種保護(付属文書 10)

(2) 本協定及び付属文書は、本協定を批准又は加盟するすべての国にその全体が適用されるものとする。

(3) 付属文書 1 から 10 は本協定に欠かせない一部分を構成する。

第 5 条 国際条約の履行

本協定第 27 条及び後続の条文で規定される管理評議会の決定により、機関は、加盟国が加入した知的財産権に係る国際条約の履行に起因する管理手続の適用に必要なあらゆる措置を取ることができる。

第2節 実施要領及び規則

第6条 出願

(1) 特許出願、実用新案登録、商標若しくは役務商標、意匠、商号、地理的表示又は集積回路の回路配置及び植物品種保護の出願は機関に直接行うものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、いずれの加盟国も、出願人がその領域に居住する加盟国の国家管理部に対して出願できるよう要求できる。国家管理部は、すべての出願を証明し、かつ出願書類の出願日及び時刻を明示する記録を作成し、その写しを出願人に発行するものとする。国家管理部は、機関に対し、出願から5営業日以内に出願書類を送達するものとする。

(3) 加盟国の領域外に居住する出願人は、いずれかの加盟国から選任した代理人を介して出願するものとする。機関に認定された代理人の職務の遂行は、管理評議会が採択した特別規則によって管理されるものとする。

(4) 機関又は国家管理部に提出された出願は、郵便又は他の適法な通信手段によって送達できる。

(5) (a) 機関は、下記(b)における合意が得られた場合を除き、加盟国の居住者及び国民によってなされた国際出願に関して特許協力条約の意味における受理官庁の役割を果たすものとする。

(b) 機関は、特許協力条約における規則の関連規定に基づいて、特許協力条約の他の加盟国又は他の政府間組織との間で、その加盟国の国内官庁又はその政府間組織が、加盟国の居住者又は国民である出願人に対し、機関に代わって受理官庁の役割を果たすことを合意できる。

第7条 国内及び国際出願の提出及び登録

(1) 本協定の規定に従っていずれかの加盟国の国家管理部又は機関に対してなされたいかなる出願も、下記(2)から(4)に従って、各加盟国における国内出願と同等とする。

(2) 少なくとも1つの加盟国の指定を含むいかなる国際特許出願の提出も、特許協力条約にも加盟する各加盟国における国内出願と同等とする。

(3) 商標登録条約の規定に基づいてなされ、かつ少なくとも1つの加盟国の指定を含む国際商標登録は、上記条約にも加盟する各加盟国における国内出願の効力を有するものとする。

(4) 意匠の国際登録に関するヘーグ協定の規定に基づいてなされたいかなる意匠の国際登録も、同協定にも加盟する各加盟国における国内登録の効力を有するものとする。

第8条 特許の付与、公開及び維持、実用新案の登録並びにそれらの効果

(1) 機関は、本協定及び同付属文書1及び2に規定された共通の手続に従って特許及び実用新案出願の審査を行うものとする。

(2) 機関は、特許を付与し、実用新案を登録し、かつそれらを公開するものとする。

(3) 特許協力条約の規則に従ってなされた国際出願に関する機関における手続は、同条約の規定の適用を受け、本協定及び同付属文書1及び2の規定により補完されるものとする。

(4) 各加盟国において、実用新案及び特許は、下記(5)に従って、本協定及び同付属文書に規定された効力を有するものとする。

(5) 特許協力条約の規定に従ってなされた国際出願に付与された特許は、同条約にも加盟する加盟国においてもその効力を有するものとする。

第9条 商標及び役務商標の登録及び公開、並びにそれらの効果

(1) 機関は、本協定及び同付属文書3に規定された共通の手続に従って、商標及び役務商標を審査、登録、及び公開するものとする。

(2) 各加盟国において、登録及び公開された商標は、下記(3)に従って、本協定及び同付属文書3の規定による効力を有するものとする。

(3) 商標登録条約の規定により登録され、かつ少なくとも1つの加盟国において効力を有する商標の国際登録は、本協定及び商標登録条約に加盟する各国において、当該商標が機関に登録されているのと同等の効力を有するものとする。

第10条 意匠の登録、維持及び公開、並びにそれらの効果

(1) 機関は、本協定及び同付属文書4に規定された共通の手続に従って、意匠を審査、登録、維持及び公開するものとする。

(2) 各加盟国において、登録及び公開された意匠は、下記(3)に従って、本協定及び同付属文書4の規定による効力を有するものとする。

(3) 意匠の国際登録に関するヘーグ協定の規定によりなされ、かつ少なくとも1つの加盟国において効力を有する意匠の国際登録は、本協定及びヘーグ協定に加盟する各国において、当該意匠が機関に登録されているのと同等の効力を有するものとする。

第11条 商号の登録及び公開、並びにそれらの効果

(1) 機関は、本協定及び同付属文書5に規定された共通の手続に従って商号を審査、登録及び公開するものとする。

(2) 各加盟国において、登録及び公開された商号は、本協定及び同付属文書5に従って効力を有するものとする。

第12条 地理的表示の登録及び公開、並びにそれらの効果

(1) 機関は、本協定及び同付属文書6に規定された共通の手続に従って地理的表示を審査、登録及び公開するものとする。

(2) 各加盟国において、登録及び公開された地理的表示は、下記(3)に従って、本協定及び同付属文書4の規定による効力を有するものとする。

(3) 原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定の規定によりなされ、かつ少なくとも1つの加盟国において効力を有する地理的表示の国際登録は、本協定及びリスボン協定に加盟する各国において、当該地理的表示が機関に登録されているのと同等の効力を有するものとする。

第13条 集積回路の回路配置(図)の登録、維持及び公開、並びにそれらの効果

(1) 機関は、本協定及び同付属文書9に規定された共通の手続に従って集積回路の回路配置(図)を審査、登録、維持及び公表するものとする。

(2) 各加盟国において、登録及び公開された集積回路の回路配置(図)は、本協定及び同付属文書9の規定に従って効力を有するものとする。

第 14 条 植物新品種の登録、維持及び公開

(1) 機関は、本協定及び同付属文書 5 に規定された共通の手続に従って植物の新品種を審査、登録、維持及び公表するものとする。

(2) 各加盟国において、登録及び公開された植物の新品種は、本協定及び同付属文書 5 に従って効力を有するものとする。

第 15 条 機関の刊行物

いかなる機関の刊行物も、事情に応じて、工業所有権、文学的及び美術的財産権又は植物の新品種を所管する各加盟国の国家管理部宛てとする。

第 16 条 専用登録簿

(1) 機関は、すべての加盟国のために、本協定に明記された記載事項が記入される特許専用登録簿、実用新案専用登録簿、商標及び役務商標専用登録簿、意匠専用登録簿、商号専用登録簿、地理的表示専用登録簿、植物の新品種専用登録簿並びに集積回路の回路配置(図)専用登録簿を維持するものとする。

(2) 何人も登録簿を調べ、実施規則に明記された条件でそこから抜粋を入手することができる。

第 17 条 不一致規定

本協定及び同付属文書の規定と加盟国が加盟する国際条約の規定との間で不一致が生じた場合、後者が優先するものとする。

第 18 条 法的決定の及ぶ範囲

権利の有効性に関し、かつ、本協定の付属文書 1 から 10 の規定に従って、一加盟国において下された最終的な法的決定は、公の秩序及び善良の風俗に基づいた決定を除き、他の加盟国すべてに対しても拘束力を有するものとする。

第 19 条 審判

第 33 条(2)に規定される拒絶事案又は異議申立事案に関して機関が下した決定は、同機関の審判高等弁務局への審判請求の対象となるものとする。

第 20 条 その他の措置

知的財産に関する法の適用に係る他のいかなる措置も、管理評議会の全会一致の決定により機関に委ねることができる。

第2章 加盟国

第1節 加盟資格

第21条 加盟資格

- (1) 機関の加盟資格は、国家の主権平等の原則に従って決定されるものとする。
- (2) 機関は、その加盟国に加え協力国を指定できる。協力国は、加盟国ではない。

第22条 加盟国

- (1) 1977年3月2日のバンギ協定に加盟したアフリカ諸国は、当然機関の加盟国である。
- (2) バンギ協定には加盟していないが、世界的著作権機関の設立に関する条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約及び／又は万国著作権条約並びに特許協力条約に加盟するアフリカ諸国は、本協定に加盟することができる。その目的のため、加盟申請書は、管理評議会に対して提出されるものとし、管理評議会はその会員の多数決により裁決するものとする。本協定の第32条の規定にかかわらず、票が同数に分かれた場合は、否決とする。
- (3) 本協定への批准書又は加盟証書は、機関の長官に寄託するものとする。
- (4) 加盟証書に後の日が明示されている場合を除き、加盟は上記(3)に言及されている寄託から2月後に効力を発するものとする。

第23条 協力国

- (1) 本協定に加盟していないいかなるアフリカ国家も、管理評議会に申請を行うことによって協力国の地位を得ることができる。
- (2) 管理評議会は、第22条(2)の規定と同様の方法でその申請について裁決するものとする。

第2節 加盟国の権利及び義務

第24条 加盟国の権利

機関は、第2条に規定された責務の実行に加え、加盟国に対し管理評議会の指針に従ってその目的に関連して必要とされる全てのサービスを提供するものとする。

第25条 協力国の権利

協力国は、知的財産権に関する資料及び情報に関連して機関から提供されるサービスを利用する権利を有するが、それ以外のいかなる権利も有しない。

第26条 義務

(1) 機関に加盟する又は協力国の地位を得るいかなる国家も、初回の拠出金を納付するものとする。初回の拠出金の額及び納付方法は、機関の管理評議会により決定されるものとする。ただし、第22条(1)に基づいて当然機関の加盟国として認められる国は、この初回の拠出金を免除されるものとする。

(2) 予算の均衡をはかる必要がある場合は、特別拠出金は加盟国によって機関に対し納付されるものとし、場合によっては協力国によっても納付されるものとする。その拠出金は、機関の予算に組み入れられ、加盟国及び当該拠出金を納付した協力国間で均等に分配されるものとする。

第3章 機関の組織

第27条 機関の組織

本協定に基づき、機関は、その活動を指揮するため、その自由裁量権が及ぶ次に掲げる組織を備えるものとする。

- － 管理評議会
- － 審判高等弁務局
- － 総局

第1節 管理評議会

第28条 資格

- (1) 機関の管理評議会は、一国一代表者制に基づいて加盟国の代表者からなるものとする。
- (2) 加盟国は、必要に応じて、評議会におけるその代表権を他の加盟国の代表者に委託することができる。評議会のメンバーは2カ国以上を代表することができない。
- (3) 協力国は、管理評議会のメンバーとならないものとする。

第29条 管理評議会の任務及び権限

管理評議会は、機関の最高意思決定機関である。管理評議会は、本協定の他の規定から生じる任務の遂行に加え、機関の総合政策を決定し、後記の活動を規制、管理するものとし、特に、

- (a) 本協定及び同付属文書の適用に必要な規則を策定し、
- (b) 財政規則、手数料及び審判高等弁務局に係る規則、一般職員規則、並びに専門職代表者に関する規則を制定し、
- (c) 上記(a)(b)に規定される規則の実施を監督し、
- (d) プログラムを承認し、予算及び必要に応じて修正案又は追加予算を毎年採択し、及び、それらの実施を管理し、
- (e) 機関の年次決算及び財産目録を検査及び承認し、
- (f) 機関の活動に関する年次報告書を承認し、
- (g) 機密扱いではないポストの従事者、及び機関の監査役を指名し、
- (h) 機関の加盟国又は協力国としての加盟申請を裁決し、
- (i) 加盟国又は協力国が納付する拠出金の額を定め、
- (j) 必要に応じて、特定の事案に関する特別委員会の設置を決定し、
- (k) 機関の使用言語を決定する。

第30条 特別な任務

本協定第29条に規定された任務に加え、それが適切な場合には、第28条の規定に従って、本条約、特許協力条約、商標登録条約、意匠の国際登録に関するヘーグ協定、原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定、植物の新品種の保護に関する国際条約又は特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に加盟した代表国家でかつ管理評議会の会員は、必要に応じて、それぞれの国土における適用を目的としてこれら6つの条約又は協定の実施に由来する適切な規則を策定するものとする。

第31条 管理評議会の会議

- (1) 管理評議会は、年一度の通常会議を開催するものとする。
- (2) 臨時会議は、必要に応じて、会員の3分の1による要請又は長官の要請があった場合に、議長が招集できる。

第32条 管理評議会の決定

- (1) 管理評議会のいかなる議決に関しても、各加盟国の代表者は、一票を持つものとする。

(2) 第 22 条の規定に従って、管理評議会の議決は、出席又は代理が出席したメンバーの単純多数によるものとする。

(3) 第 22 条(2)の規定に従って、票が同数に分かれた場合は、議長が決定票を投じるものとする。

第2節 審判高等弁務局

第33条 名称、任務及び構成

- (1) 審判高等弁務局は、加盟国により指名される代表者一覧からの抽選によって選出された3名のメンバーからなるものとし、各加盟国は代表者1名を指名するものとする。
- (2) 審判高等弁務局は、次に掲げる不服申立てを裁定する責任を負うものとする。
 - (a) 工業業所有権保護の権利に関する出願の拒絶
 - (b) 保護期間の維持又は延長に関する請求の拒絶
 - (c) 回復申請の拒絶
 - (d) 異議申立てに関する決定
- (3) 審判高等弁務局の会期及びそこで審理される異議申立手続は、管理評議会が採択する規則に準拠するものとする。

第3節 総局

第34条 総局の任務

総局は、長官の許可を得て設置され、機関の管理業務の責任を負うものとする。総局は、日々の運營業務を継続的に処理するものとする。総局は、管理評議会の指示を実行し、本協定及び同付属文書の規定から生じる業務を遂行し、管理評議会に報告するものとする。

第35条 長官

- (1) 長官は、任期5年で任命され、一度だけ更新されるものとする。
- (2) 長官は、機関の最高位の役員である。
 - (a) 長官は、民法により統治されるあらゆる行為において機関を代表するものとする。
 - (b) 長官は、管理評議会に対して機関を管理する責任を負うものとし、管理評議会に対して報告義務を負い、機関の内務及び外務に関する事項において管理評議会の指示に従うものとする。
- (3) 長官は、予算、計画、貸借対照表及び定期活動報告の草案を作成し、それらを加盟国に送達するものとする。
- (4) 長官は、管理評議会のすべての会議に投票権なしで参加するものとする。長官は、当然それら会議の長となるものとする。
- (5) 長官は、一般職員規則に定められた要件に従って、機関の職員を採用、任命、及び解雇し又はその他その任務を終了させるものとするが、機密扱いではない職員はその限りでない。

第4章 機関の財源

第36条 財源

- (1) 機関の財源は、次に掲げるものからなるものとする。
 - (a) 機関の規則及び加盟国の法律に規定された手数料からの収益
 - (b) 提供したサービスの報酬からの収益
 - (c) 他の収益、とりわけ機関が所有する資産からの収入
 - (d) 管理評議会により承認された寄付金及び遺贈
- (2) 収支を均衡させるため必要となる場合は、特別拠出金が、加盟国及び場合によっては協力国から機関に対し納付されるものとする。当該拠出金は機関の予算に記録され、加盟国及び当該拠出金を納付した協力国間で均等に分担するものとする。

第37条 収入及び手数料

管理評議会は、機関の運営に必要な手数料及び収益を策定し、それらの納付額及び方法を決定するものとする。

第38条 予算余剰金

- (1) 管理評議会の決定を受けて、機関は、それが適切である場合、各加盟国に、その特別拠出金を必要に応じて差し引いた後、加盟国に対して生じる予算余剰金の取り分を支払うものとする。
- (2) 予算余剰金は、財政規則によって設立された積立資金及び特別資金が準備された後で決定されるものとする。
- (3) 余剰金は、加盟国間で均等に分担するものとする。

第5章 一般規定、移行規定及び最終規定

第39条 機関の法人格、特権及び免責

(1) 機関は、法人格を持つものとする。各加盟国において、機関は、その国内法によって法人に与えられる最大限の行為能力を享受するものとする。

(2) 一般的に国際機関に与えられる免責及び特権は、機関に対し、その活動を促進するため、加盟国の領土において与えられるものとする。特に、加盟国は、機関に対し次に掲げる特権と免責の利益を与えるものとする。

(a) 機関の役員は、どこに居ようとも、機関が特定の手續又は契約によって明示的に免責を放棄しない限り、訴追から免責される権利を享受するものとする。機関の役員とは、恒久的に機関に勤める職員、任務期間は従事する専門家、加盟国の代表者、及び管理評議会の会期期間の代理人をいう。

(b) 機関の資産及び財産は、捜査、徴用、没収、収用、差押え又は加盟国の行政当局、立法当局及び司法当局の命令によるその他の形式の差押えを免除されるものとする。

(c) 機関は、そのことに適切な規則に従って、資金を国内通貨で保持し、任意通貨で銀行口座を開設し、その資金又は通貨を移転し、保持するすべての通貨を他の通貨に交換することができる。

(d) 機関、資産、財産及び収入並びにその事業及び業務は、あらゆる税金、課徴金及び関税を、ホスト国における本部協定及びその他の加盟国において国際機関に与えられる特権に従って免除されるものとする。

(e) 機関の構内は不可侵であり、その財産及び資産は没収できないものとする。

(f) 機関の公文書は、不可侵とする。ただし、司法当局に与えられた捜査及び通信権の適用を受けるものとする。

(g) 機関のサービスにおいて公式かつ独占的に使用するつもりである資材に関しては、機関に対し、輸入又は輸出の制限を課すことはできない。それら資材を、有効な規定によらずに地域の消費に供することはできない。

第40条 機関の本部

機関の本部は、ヤウンデ(カメルーン共和国)に設置するものとする。機関は、カメルーン共和国政府の保護下に置かれるものとする。

第41条 機関の存続期間

機関の存続期間は、無期限とする。

第42条 署名及び批准

1977年3月2日のバンギ協定の加盟国は、本協定に署名及び批准し、批准書は、機関の長官に寄託されるものとする。

第43条 発効及び効力

本バンギ協定の本証書は、1977年3月2日のバンギ協定の加盟国の少なくとも3分の2によって批准書が寄託されてから、2月後に発効するものとする。協定の本証書の付属文書の発

効日は、管理評議会の決定により定められるものとする。

- (1) 機関の長官は、調印国又は加盟する国に次に掲げるものを通知するものとする。
 - (a) 批准書の寄託
 - (b) 加盟書及びそれら加盟が発効する日の寄託
 - (c) 上記(1)に基づき本条約が発効する日
 - (d) 第 48 条にいう廃棄通告及びそれらが発効する日

第 44 条 移行規定

- (1) 本バンギ協定の発効日後は、いかなる国家も本協定の改正前協定に加盟することはできない。
- (2) 本協定は、加盟国間の関係について、適切な場合には、改正前のバンギ協定に代替するものとする。
- (3) 改正前のバンギ協定の加盟国は、1999 年 2 月 24 日から 2 年以内に本協定に加盟するための必要な手続を取るものとする。
- (4) 本協定が発効する以前に提出された保護する権原出願は、出願日に適用される規定に従って存続するものとする。しかしながら、それらの出願の結果、付与される権原に由来する権利の行使は、留保される既得権に従って、本協定の発効日から、本協定の付属文書の規定に従うものとする。

第 45 条 加盟以前に一国家において付与される権原

- (1) 本協定への加盟以前に国家において有効な権原は、それらの出願時に有効な法律に従って当該国家で効力を維持し続けるものとする。
- (2) それら権原の保有者で権利満了以前にそれらに基づく保護を機関の領域全体に拡張しようとする者は、実施規定に定められた手続に従って拡張の要請を機関に出すものとする。

第 46 条 国家の加盟以前に OAPI で有効な権利

国家の加盟以前に OAPI で有効な権利国家の加盟以前に機関において有効な権利を保有する者で、保護を当該国家にまで拡張しようとする者は、実施規定に定められた手続に従って機関に対しそのような保護拡張の要請を出すものとする。

第 47 条 改定

本協定は、特に機関が提供するサービスの改善を企図した修正を導入するため、管理評議会の主導により、管理評議会が定めた手続に従って、適宜改定することができる。

第 48 条 廃棄通告

- (1) 本協定の加盟国は、機関の長官に宛ての通知書によってその廃棄を通告できる。
 - (2) 廃棄通告は、機関の長官が通知書を受け取った年の翌年の 12 月 31 日に効力を生じるものとする。
 - (3) 廃棄通告をした国家で有効な工業所有権は、破棄通告後は、国内法によって管理されるものとする。
- 上記を証するため、下名の全権大使は、彼らの全権委任状を示し、それが適切妥当な形式で

あると認められたので、本協定に署名した。1999年2月24日、バンギで、機関の長官に寄託するものとする1通をフランス語で作成した。後者は、各調印又は加盟国の政府に外交ルートを通じて正謄本を送達するものとする。

付属文書 1 特許

第 1 章 総則

第 1 条 定義

本付属文書の目的では、「発明」とは、技術分野における特定の問題を実際に解決可能とする思想をいう。「特許」とは、発明の保護のために付与される権利をいう。

第 2 条 特許性のある発明

- (1) 新規性、進歩性、及び産業上の利用可能性のある発明は、発明特許(以下「特許」という)の対象となることができる。
- (2) 発明は、物、又は方法から成るもの、又は物、方法、又はそれらの使用に関連するものとする。

第 3 条 新規性

- (1) 発明は、先行技術からは予期されていない場合には、新規性があるものとする。
- (2) 先行技術は、特許出願又は外国で優先権が正当に主張された特許出願の出願日以前に、場所及び手段又は方法を問わず公衆が利用可能なあらゆるものからなるものとする。
- (3) 発明の新規性は、上記(2)に明記された日付に先立つ 12 月間に、当該発明が次に掲げるもののうちいずれかに起因する開示の対象であった場合でも、否定されないものとする。
 - (a) 出願人又は当該出願人の前権利者に対してなされた明らかな侵害
 - (b) 出願人又は当該出願人の前権利者が、それを公式又は公認の国際博覧会で展示したこと

第 4 条 進歩性

発明は、先行技術に関して、特許出願日の時点で芸術に関し通常知識及び技能を備えた当業者にとって自明でない場合、又は正当に主張された優先日に優先権が主張されている場合は、進歩性に起因するとみなされるものとする。

第 5 条 産業上の利用可能性

発明は、それがいずれかの産業で製造又は使用可能であれば、産業上利用可能であるとみなされるものとする。「産業」という用語は広い意味で解釈されるものとし、特に、工芸、農業、漁業及び役務を対象とするものとする。

第 6 条 特許性のない対象

特許は、次に掲げるものには付与されないものとする。

- (a) その図利目的の利用が公の秩序又は善良の風俗に反する発明。ただし、単に法律又は規則によって禁止されているという理由では公の秩序又は善良の風俗に反するとみなされないものとする。
- (b) 発見、自然科学理論及び数学的方法
- (c) 微生物学的方法及びそうした方法による生産物以外の、植物品種、動物種、植物又は動物の繁殖のための本質的な生物学的方法を主題とする発明

- (d) 事業、純粋な精神活動、又は遊技を行うための方式、規則又は方法
- (e) 診断方法も含む、外科又はセラピーによって人又は動物を治療する方法
- (f) 単なる情報の提示
- (g) コンピュータプログラム
- (h) もっぱら装飾的な性質の作品
- (i) 文学的、建築的、及び芸術的作品又は他の審美的創作物

第7条 特許により付与される権利

- (1) 本付属文書により設定される要件及び制限の範囲内で、特許権者に対し、特許発明を実施する排他的独占権が付与されるものとする。
- (2) 本付属文書により設定される要件及び制限の範囲内で、特許権者に対し、他人による特許発明の実施を禁止する権利が付与されるものとする。
- (3) 本付属文書の目的では、特許発明の「実施」とは、次に掲げる行為のいずれかをいう。
 - (a) 特許が製品に付与されている場合は、
 - (i) 当該製品を製造、輸入、販売目的で提供、販売、及び使用すること。
 - (ii) 当該製品を販売目的で提供する、販売する又は使用するために保持すること。
 - (b) 特許が方法に対し付与されている場合は、
 - (i) 当該方法を使用すること。
 - (ii) 当該方法の使用により直接生じる製品に関して、上記(a)にいう行為に従事すること。
- (4) 特許権者は、特許を譲渡し、相続により移転し、その実施権契約を締結する権利も有する。
- (5) 特許権者に与えられた他のあらゆる権利、救済手段及び処置に加え、特許権者は、特許権者の同意なしに上記(3)に言及されるいずれかの行為を実行することにより当該特許を侵害する者又は侵害行為となる蓋然性の高い行為を実行する者に対して、侵害地の裁判所で法的手続を開始する権利を有する。

第8条 特許により付与される権利の制限

- (1) 特許に由来する権利は、次に掲げる事項には、及ばないものとする。
 - (a) 特許権者によって又はその同意により加盟国の領域内の市場に持ち込まれた対象に関する行為
 - (b) 加盟国の領空、領域又は水域に一時的若しくは偶発的に進入した外国籍の航空機、地上車両又は船舶に搭載された対象の使用
 - (c) 科学的又は技術的研究の過程において実験目的で行われる、特許発明に関する行為
 - (d) 出願日又は優先権が主張されている場合は、加盟国の領域内で付与された特許に基づく出願の優先日に、善意で当該発明を使用していた者、又はそうした使用のため効果的かつ誠実な準備をしていた者により行われた行為。ただし、かかる行為が実際の又は予定された先使用と性質又は目的において相違しない場合
- (2) 上記(1)(d)に言及される使用者の権利は、使用されていた又は使用が予定されていた事業、若しくは会社又はそれらの一部から独立して移転、又は譲渡することはできない。

第9条 保護期間

特許は、第40条に従って、出願日から満20年の終わりに満了するものとする。

第10条 特許を受ける権利

- (1) 特許を受ける権利は発明者に帰属するものとし、出願人は特許権を受ける権利の権利者とみなすものとする。
- (2) 2名以上の者が共同で発明した場合、特許を受ける権利はこれらの者に共同で帰属するものとする。
- (3) 2名以上の者が互いから独立して同一の発明をした場合に限り、特許を受ける権利は、最も早い出願日を記した出願書類を提出した者、又は優先権が主張されている場合で最も早く有効に主張された優先日を記した出願書類を提出した者に帰属するものとする。ただし、上記出願が取下げ、放棄、又は拒絶された場合はこの限りではない。
- (4) 特許を受ける権利は、承継によって譲渡又は移転することができる。

第11条 特許を受ける権利：職務発明

- (1) 一定の職務を行う契約及び雇用契約を管理する法的規定に従って、かつそれに反する契約規定が存在しない場合、かかる契約に基づいてなされた発明の特許を受ける権利は、当該職務を委託した者又は雇用人に帰属するものとする。
- (2) 雇用契約が従業者に発明行為を行うことを求めている場合は、前条が適用されるものとする。ただし、当該従業者がその雇用によって利用可能となったデータ又は手段を用いて当該発明をした場合は、その限りではない。
- (3) 上記(2)に規定された状況で、発明をした従業者は、当該特許発明の重要性を反映した対価を受ける権利を有するものとし、当該対価は、当事者間の合意が存在しない場合は、裁判所により決定されるものとする。上記(1)に規定された状況では、当該従業者は、当該発明が並外れた重要性を有する場合にも、同様の権利を有するものとする。
- (4) 本条の規定は、国家、公共団体及びそれと反する明確な規定がない公法に基づくその他の法人格に対しても同様に適用することができるものとする。
- (5) 雇用者が特許を受ける権利を明示的に放棄した場合は、当該権利は、発明者に帰属するものとする。
- (6) 上記(3)の規定は、公共政策に係る事項である。

第12条 特許出願の実用新案出願への変更

実用新案に係る付属文書2に明示された要件を満たす特許出願は、実用新案出願に変更できる。かかる場合、当該特許出願は取下げされたとみなされるものとし、機関は、特許登録簿に「取下げ」の注記を記載するものとする。

第13条 外国人の特許を受ける権利

外国人は、本付属文書に明示された要件で特許を受けることができる。

第2章 特許付与及び追加証に関する手続

第1節 特許出願

第14条 願書の提出

発明の特許を得ようとする者は、次に掲げる物を、機関又は産業財産権を所管する省に提出し、又は受理確認依頼を付して書留郵便で送達するものとする。

- (a) 機関の長官に宛てた十分な数の願書の写し
 - (b) 出願及び公開手数料の機関への納付を証明する書類
 - (c) 出願人が代理人により代理されている場合、印紙を貼っていない個人委任状
 - (d) 次に掲げるものを正副2通含んだ包袋
 - (i) 出願がなされた発明の明細書であって、通常の知識及び技能を備えた当業者が当該発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されたもの
 - (ii) 当該発明の理解に必要又は有用な図面
 - (iii) 保護を受けようとする範囲を画定した1つ又は複数の請求項であって、(i)で言及される明細書の内容を超えないもの
 - (iv) 明細書の記載、(iii)にいう1つ又は複数の請求項及び関連した図面を要約した要約書
- (2) 当該発明が、微生物又は微生物の使用に関連する場合、実施規定で指定された寄託機関又は国際寄託機関が発行した当該微生物の寄託を証明する受領証も共に提出しなければならない。
- (3) 上記書類は、機関の使用用語のいずれかで記載されるものとする。

第15条 発明の単一性

出願は、単一の主題に限定され、それを構成する詳細及び指定された用途を記載するものとする。出願は、限定、条件又は留保を含まないものとする。出願は、当該発明の目的を正確かつ簡潔に記載した表題を設けるものとする。

第16条 優先権主張

- (1) 先行出願の優先権を利用しようとする者は、特許出願に次に掲げるものを添付又は当該出願の出願日から遅くとも6月以内に機関に送達するものとする。
- (a) 先行出願の出願日、出願番号、出願国及び出願人の名称を記載した宣言書
 - (b) 先行出願の正規の謄本
 - (c) その者が当該先行出願をした者でない場合、先行出願の出願人又は当該優先権の利用を許可する権限の承継人からの授權書
- (2) 単一の出願に関して、2つ以上の優先権を利用しようとする出願人は、各優先権に関する上に掲げる規定に従うものとする。
- 当該出願人は、主張する各優先権に関して料金を納付し、上記(1)にいう6月の期間内に当該料金納付の証拠を提出するものとする。
- (3) 上に掲げる書類すべてが期限内に提出されない場合は、審査中の当該出願について、主張する優先権の利益が自動的に失われるものとする。
- (4) 当該特許出願の出願日から6月経過後に機関に送達された書類は、受け入れられない旨が

宣言されるものとする。

第17条 未払いによる不受理

願書に、出願及び公開のための手数料の納付を証明する書類が添付されていない場合、当該願書は受理されないものとする。

第18条 出願日

(1) 機関は、いずれかの使用可能言語で記載された出願が、工業所有権を所管する官庁又は機関によって受理された日を出願日として認めるものとする。ただし、受理の時点で、当該出願が次に掲げる事項を含むことを条件とする。

- (a) 特許付与を要請する旨の明示的又は暗黙的な表示
 - (b) 出願人が本人であることを証明できる情報
 - (c) 発明の記載及び1つ又は複数の請求項であると一見して認められる部分
 - (d) 所定の手数料の納付証明
- (2) 国際出願の出願日は、受理官庁によって当該出願に付与されるものとする。

第2節 特許付与

第19条 特許出願のアフリカ知的財産権機関への送達

(1) 出願申告書が所定の様式で提出された後速やかに、かつ出願日から5営業日以内に、工業所有権を所管する官庁は、第11条の規定に従って、発明の詳細な説明、保護を受けようとする範囲を画定した1つ又は複数の請求項、発明の理解に必要と思われる図面及び詳細な説明を要約した要約書をそれぞれ正副2通含んだ、出願人によって送付された包袋を、当該申告書の原本及びその写し、手数料の納付を証明する書類及び代理人を選任している場合は、委任状を同封して、機関に送達するものとする。

(2) 機関は、可能な限り出願を受理した順序で、前条で説明された包袋を開き、当該出願を特許出願登録簿に記録し、その審査を実施し、妥当であれば特許を付与するものとする。

第20条 出願の審査

(1) 特許出願は、次に掲げる事項を保証するために審査を受けるものとする。

(a) 当該出願に記載された発明が、本付属文書第6条の規定に基づき特許によって与えられる保護から除外されないこと。

(b) 1つ又は複数の請求項が、本付属文書第14条(1)(d)(iii)の規定に適合していること。

(c) 本付属文書第15条の規定が遵守されていること。

(2) 本条(3)の適用を受けることを条件に、次を保証するための調査も実施するものとする。

(a) 特許出願時において、先行する特許出願、すなわち有効な優先権の主張から利益を得る特許出願であって、同一の発明に係る特許出願に関し特許が付与される過程になかったこと。

(b) 発明が、

(i) 新規性を備え、

(ii) 進歩性を有し、

(iii) 産業上利用可能であること。

(3) 管理評議会は、上記第(2)(a)及び(b)の規定が適用されるのか、及びどの程度適用されるかを決定するものとする。特に、管理評議会は、当該規定のすべて又は一部が発明に含まれる1つ又は幾つかの技術分野に及ぶかを決定することができる。管理評議会は、国際特許分類を参照してそうした分野を定めるものとする。

(4) 当該発明が微生物の使用に係る場合、機関は、出願人に対し、寄託機関又は国際寄託機関から出されているように当該微生物の試料を寄託するよう要求する権利を留保するものとする。

(5) 特許協力条約に基づく国際出願に関して、機関は、国際調査報告書及び国際予備審査報告書に関する当該条約のそれぞれ第20条及び第36条の規定を利用することができる。

第21条 請求項、詳細な説明、図面及び要約書の補正

(1) 出願人は、特許付与の前に、請求項、詳細な説明、図面及び要約書を補正できる。

(2) 補正は、出願時の願書に記載された発明の開示を超えないものとする。

第22条 特許付与

(1) 機関は、特許付与のすべての要件が満たされており、かつ、第20条に規定される調査報

告を利用する場合に、それが作成されていることを確認すれば、出願された特許を付与する決定を下し、その旨を通知するものとする。ただし、いかなる場合も、特許付与は出願人自身の責任に基づくものであり、発明の現実性、新規性又は価値若しくは詳細な説明の真実性又は正確性に関して何ら保証するものではないものとする。

(2) 特許付与は、機関の長官の決定又はその目的のために長官によって正式に権限を授けられた機関の職員の決定によるものとする。

(3) 特許協力条約の下での国際出願に基づく特許は、上記(2)の規定と同じ方式で付与されるものとする。ただし、当該条約に規定されている国際公開に準拠するものとする。

(4) 特許又は発明者追加証の出願は、出願人本人によって付与の前に取り下げることができる。その書類は、出願人の請求によってのみ出願人に返却されるものとする。

第 23 条 付与の延期

(1) 前条(1)の規定にも関わらず、当該出願がその旨の明示的な請求を含む場合、出願人は出願日から1年後における付与を請求できる。本規定の利益を請求した何人も、当該1年の期間以内のいつでもそれを放棄できる。

(2) 同様の規定が、第14条(1)(d)及び(2)の規定による書類の写しが添付されていない出願にも適用されるものとする。

(3) 前項の規定の利益は、国際条約及び特に工業所有権の保護に関するパリ条約の第4条によって与えられた優先期間をすでに利用している者が主張することはできない。

第 24 条 拒絶を決定する条件

(1) 第6条の下で特許性がない又は第20条の規定に適合しない発明に係る出願は、拒絶されるものとする。

(2) 同様の規定が、第14条(d)に規定された各書類の写しが添付されていない出願に適用されるものとする。

(3) 第15条の規定を満たさない出願は、当該出願が単一の対象を備えていないので出願時の状態では認められない旨の通知があった日から6月以内に、当初の出願日の利益を受けつつ複数の出願に分割することができる。

(4) 第14条(b)を除く第14条の他の要件及び第15条の要件が満たされていない出願には、不備がある。当該不備は、出願人又はその代理人に通知され、当該出願人又はその代理人は、通知日から3月以内に書類を訂正するよう要請されるものとする。この期間は、正当な必要性が認められる場合、当該出願人又はその代理人の請求により30日まで延長することができる。当該期間内に訂正された出願は、最初の出願日を保持するものとする。

(5) 訂正された書類が所定の期間内に提出されない場合は、当該特許出願は拒絶されるものとする。

(6) いかなる出願も、出願人又はその代理人が、所定の手続の範囲で、かつ、所定の手続に従って当該出願を訂正する機会を最初に与えられることなく、本条(1)、(2)、(3)又は(4)に基づいて拒絶することは許されない。

第 25 条 特許専用登録簿への行為の登録

第33条及び第35条の適用を受けることを条件に、管理評議会は、特許専用登録簿に登録さ

れない限り第三者に対して行使することができない行為に関する規則を作成するものとする。

第3節 追加証

第26条 追加証を受ける権利

- (1) 特許権者又は被授權者は、願書の提出に関して本付属文書第14条、第15条、第16条及び第17条に規定された手続に従って、当該特許の存続期間全体において、発明の変更、改良又は追加を行う権利を持つものとする。
- (2) こうした変更、改良又は追加は、主特許と同様の形式で交付された証書に登録されるものとし、出願日及び交付日から当該主特許と同様の効力を持つものとする。
- (3) 一人の被授權者によって取得された追加証は、他の被授權者すべてに利益を与えるものとする。

第27条 存続期間

追加証は、主特許とともに満了するものとする。ただし、主特許の無効は、対応する1つ又は複数の追加証を当然に無効とはしないものとし、第43条(3)の規定に基づいて絶対無効が宣言されている場合であっても、当該1つ又は複数の追加証は、主特許の通常存続期間が満了するまで当該主特許よりも長く存続しうる。ただし、当該特許が無効とならなかった場合に納付されたはずの年金が継続して納付されていることを条件とする。

第28条 追加証出願の特許出願への変更

追加証が交付されていない場合、出願人は、追加証出願を特許出願に変更することができ、その出願日は追加証の出願日となるものとする。特許が最終的に付与されると、追加証の出願日に出願された特許と同様の年間登録料を納付するものとする。

第4節 特許及び追加証に関する送達及び公開

第29条 追加証出願の特許出願への変更に関する手続

当初の特許とともに満了する追加証でなく、変更、改良又は追加に係る主特許を取得しようとする特許権者は、第14条及び第16条に定められた手続に従うものとする。

第30条 同一の対象に関する特許を実施する権利の独立性

別の特許の対象に関連する発明に特許を取得した何人も、すでに特許されている発明を実施する権利はなく、反対に、先の特許の権利者は、新たな特許の対象である発明を実施することはできない。

第31条 特許及び追加証の詳細な説明及び図面の送達

- (1) 付与された特許及び追加証の詳細な説明及び図面は機関が保持するものとし、これらは、第33条の規定による特許付与又は追加証の発行の後には、請求を受けて送達するものとする。
- (2) 同日以降は、何人も当該詳細な説明及び図面の正式な写しを入手できる。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、先出願の優先権を利用しようとする出願人によって提供される正式な写し及びこうした出願人に優先権の主張を許可する書類に適用されるものとする。
- (4) 特許出願人又は追加証の出願人であって当該特許又は追加証が許可される前に自己の出願の優先権を外国で利用しようとする者は、自己の出願の正式な写しを入手できる。

第32条 特許及び追加証の公開

- (1) 機関は、付与された各特許又は追加証について次に掲げる事項を公開するものとする。
 - (i) 特許又は追加証の番号
 - (ii) 特許又は追加証の保有者の氏名及び住所
 - (iii) 特許又は追加証において記載しないことが請求されていない場合は、発明者の氏名及び住所
 - (iv) 代理人があればその氏名及び住所
 - (v) 出願日
 - (vi) 1つ又は複数の優先権が正当に主張されている場合は、当該1つ又は複数の優先権の記載
 - (vii) 優先日、先の出願が行われた国、又は先行出願の対象となっている1つ又は複数の国及び先行出願の番号
 - (viii) 当該特許又は追加証の付与日
 - (ix) 発明の名称
 - (x) 該当する場合は、国際出願日及び番号
 - (xi) 国際特許分類の記号
- (2) 管理評議会は、発明の詳細な説明、存在する場合は図面、請求の範囲及び要約書の公開の要件を設定かつ決定するものとする。

第5節 特許及び契約実施権の移転及び譲渡

第33条 権利の移転及び譲渡

- (1) 特許出願又は特許に存する権利は、その全部又は一部を移転することができるものとする。
- (2) 特許出願又は特許に関する、権利の移転、実施権の許諾又は譲渡若しくは質権の設定又はその取消に関わる行為は、書面を作成して証拠を残すものとし、それに違反する場合は、無効とされるものとする。

第34条 第三者に対する行使

- (1) 前条で言及される行為は、これらの行為が機関により維持される特許専用登録簿に登録されない限り、第三者に対して行使できないものとする。こうした行為の登録は、機関によって維持されるものとする。
- (2) 規則によって設定される条件に基づき、機関は、特許専用登録簿への登録内容の写し及び質権の対象である特許に関する登録内容又はそうした登録内容が存在しないことを証する証明書を、請求を行う者に対しても交付するものとする。

第35条 特許及び追加証の権利としての実施

特許権者又は被授權者から発明を実施する権利を得た者は、その後に当該特許権者又は被受験者に交付された追加証から正当に利益を得るものとする。反対に、特許権者又は被授權者は、当該発明を実施する権利を得た者に交付される可能性のある追加証から利益を得るものとする。

第36条 実施権契約

- (1) 特許者は、契約により、自然人、法人を問わず、特許発明の実施を許諾する実施権を契約によって付与することができる。
- (2) 実施権の存続期間は、当該特許の存続期間を超えることは許されない。
- (3) 実施権契約は、書面で作成され、当事者によって署名されるものとする。
- (4) 実施権契約は、特許専用登録簿に登録されるものとする。実施権契約は、本付属文書に関する実施規則に指定された様式で当該登録簿に登録され、公開されるまで第三者に対して拘束力を持たないものとする。
- (5) 当該実施権は、特許権者又は実施権者の請求により、実施権契約の満了又は終了の証拠の提出を受けて登録簿から抹消されるものとする。
- (6) 実施権契約に反対の内容の規定がない限り、実施権の付与によって、許諾者は、実施権者に通知することを条件に実施権を他の者に与えること又は特許付与された発明を自ら実施することを妨げられないものとする。
- (7) 専用実施権の付与によって、許諾者は、実施権を他の者に与えること及びこれと反対の内容の規定が実施権契約に存在しなければ、特許付与された発明を自ら実施することを妨げられるものとする。

第 37 条 無効条項

(1) 実施権契約又はそうした契約に関する条項は、工業又は商業分野において、特許に付与された権利に由来しない制限又はそうした権利を維持するために必要でない制限を実施権者に課す場合に限り無効となるものとする。

(2) 次に掲げる事項は、本条(1)の意味において制限とはみなされないものとする。

(i) 特許発明の実施の程度、範囲又は存続期間に関する限定

(ii) 特許の有効性を害する蓋然性が高い行為を禁ずることを実施権者に対し課す義務

(3) 実施権契約に反対の内容の規定がなければ、実施権は第三者に譲渡できないもとし、実施権者は再実施権を許諾する権限はないものとする。

第 38 条 無効条項の認定

第 37 条で言及される無効条項の認定は、利害関係人の請求によって民事裁判所によってなされるものとする。

第3章 無効、権利失効及びそれらに関連する行為

第1節 無効及び権利失効

第39条 無効

- (1) 次に掲げる場合、付与された特許は、無効と宣言されるものとする。
- (a) 発明が新規性を有しないか、進歩性を含まないか、又は産業上の利用可能性がない場合
- (b) 発明が第6条の意味で特許性がない場合。ただし、禁制品の製造又は販売による反則金が生じる可能性は否定されない。
- (c) 特許証に添付された明細書が第14条(d)(i)の規定に適合しないか、又は発明者の真の方法を完全かつ忠実な方式で記載していない場合
- (2) 主特許に関連性がない変更、改良又は追加に関する証明書も、本付属文書に規定されているとおり、同様に無効と宣言されるものとする。
- (3) 無効は、請求項のすべて又は一部のみに係るものでよい。

第40条 権利失効

- (1) 自己の特許出願の毎年の出願日に手数料納付を怠った特許権者は、自己の権利すべてを権利失効するものとする。
- (2) ただし、当該特許権者には、当該手数料を有効に納付できる6月の納付猶予期間が与えられるものとする。その場合、当該特許権者は、追加料金も納付するものとする。
- (3) 前項で言及される6月間に手数料及び追加料金の不足分を補完するためになされた納付は、有効とみなされるものとする。
- (4) 第28条に基づく追加証出願の変更又は第24条(3)に基づく特許出願の分割に起因する特許出願の手数料又は追加料金の納付も、有効とみなされるものとする。ただし、納付が、変更請求日又は分割に起因する出願の出願日から6月以内になされたものに限る。

第41条 回復

- (1) 特許権者の責めに帰することができない事情によって特許が更新されなかった場合は、第39条及び第40条の規定に関わらず、当該特許権者又は被授權者は、必要とされる手数料及び規則によって決定される追加料金の納付を条件に、前記事情が解消された日から6月以内に、かつ更新の満期日から遅くとも2年以内に、その回復を申請できる。
- (2) 特許権回復申請は、前項で言及される手数料及び追加料金の納付を証明する書類を添付して機関に送達するものとし、当該権利者又は被授權者が、回復を正当なものであると考える根拠を述べた陳述書を含むものとする。
- (3) 機関は、上記で言及される根拠を審査し、当該特許を回復するか、当該根拠を正当なものと考えない場合は、その申請を却下するものとする。
- (4) 回復によって、当該特許の最大存続期間は、延長されないものとする。当該特許の満了後に当該発明の実施を開始した第三者は、そうした実施を継続する権利があるものとする。
- (5) 特許の回復によって、それに関連した追加証も同様に回復されるものとする。
- (6) 回復された特許は、本付属文書に関連した実施規定で定められた様式で機関によって公開されるものとする。

(7) 本条(1)から(6)までは、当該特許出願が国際条約により設定される期限以内に提出されなかった場合に適用されるものとする。

(8) 回復に関する機関の決定に対する審判は、当該決定の通知の受領日から30日以内に審判高等弁務局に対して申し立てられるものとする。

第42条 無断利用

表標識、通知、趣意書、貼り札、標章又は印章の手段によって、本協定及び本協定に基づく実施規則に従って付与される特許を保持することなく、又は先行特許が満了となった後で、特許権者の身分を装う者は、1,000,000CFAフラン以上3,000,000CFAフラン以下の罰金に処するものとする。累犯の場合は、罰金は2倍になることがある。

第2節 無効又は権利失効を求める訴訟

第43条 無効又は権利失効訴訟の開始

- (1) 無効又は権利失効を求める訴訟は、利害関係を持つ者は何人も提起することができる。
- (2) 特許の無効又は権利失効を求めるあらゆる訴訟において、検察庁は仲裁者となり、当該特許の絶対無効又は権利失効の宣言を求める意見を述べることができる。
- (3) 検察庁は、第39条(1)(b)に規定した場合、無効宣言を求める本訴を直接提起することさえできる。
- (4) 前項に規定された場合、その行為が第34条に基づいて機関の特許専用登録簿に記録されているすべての特許権は、その手続の当事者となるものとする。

第44条 管轄権

- (1) 第34条で言及される訴訟及び特許の帰属に関係するあらゆる係争は、民事裁判所に提起される。
- (2) 訴訟が特許権者及び1名以上の限られた実施権者に同時に起こされた場合、当該訴訟は、当該特許権者の確立した又は選択された住居地に所在する裁判所に提起されるものとする。
- (3) 争点は、略式手続に関して規定された方式で審理され、かつ、判断されるものとする。必要に応じて、これは検察庁に送達されるものとする。

第45条 無効又は権利失効に関する司法判断の登録

特許の絶対無効又は権利失効が既判力を有する判決により宣言されている場合、管轄裁判所は、それを機関に通知するものとし、ある加盟国の領域で宣言された無効又は権利失効は、付与された発明に関し第32条に指定された様式で特許専用登録簿に登録され、公開されるものとする。

第4章 強制実施権

第46条 不実施に対する強制実施権

(1) 特許出願の出願日から4年の期間又は当該特許の付与日から3年の期間の満了のいずれか遅い期間の満了後に請求が何人かによりなされれば、次に掲げる要件の少なくとも1つが満たされる場合、強制実施権を付与することができる。

(a) 特許発明が、当該請求がなされた時に何れの加盟国の領域においても実施されていないこと。

(b) 特許発明の当該地域での実施が、保護された製品への需要を合理的な条件で満たしていないこと。

(c) 合理的な商業的条件及び手順での実施権の付与を特許権者が拒否しているために、当該地域での工業的又は商業的活動の確立又は発展が不当かつ相当に侵害されていること。

(2) 上記(1)の規定にも関わらず、特許権者が当該発明の不実施の正当な理由を示した場合、強制実施権は付与されない。

第47条 従属特許に対する強制実施権

特許発明が先行特許に基づく権利を侵害することなく実施できず、当該先行特許権者が妥当な商業的条件及び手順でその使用を許諾しない場合、後行特許権者は、当該使用に関する強制実施権を、第46条に基づいて付与される強制実施権に適用されるものと同じ条件及び次に掲げる付加的要件で裁判所から得ることができる。

(a) 当該後行特許に記載された発明は、先行特許に記載された発明との関係で、相当の技術的進歩及び相当程度の経済的利益を示すものでなければならない。

(b) 当該先行特許権者は、後行特許に記載された発明の使用に関する相互的な実施権を合理的な条件で受ける権利を有する。

(c) 当該先行特許に関して許諾された使用は、当該後行特許もまた移転される場合を除いて移転できないものとする。

第48条 強制実施権の付与の請求

(1) 強制実施権の付与の請求は、特許権者の住居地の民事裁判所に対して行うものとし、当該特許権者が外国に定住している場合、当該特許権者が選択した住居地又は当該特許権者が出願目的で代理人を指名した場所の民事裁判所に行うものとする。いずれかの加盟国の領域に居住している者による請求のみが考慮されるものとする。当該特許権者又はその代理人は、当該請求がなされたことを遅延なく通知されるものとする。

(2) 請求は次に掲げる事項を含むものとする。

(a) 請求人の氏名及び住所

(b) 強制実施権請求の対象となる特許発明の名称及び特許番号

(c) 特許発明の上記地域での実施が、保護された製品への需要を合理的な条件で満たしていないことを示す証拠

(d) 第45条に基づいて請求された強制実施権である場合は、当該請求人が市場の需要を満たすように、加盟国のうちの一つの領域で特許発明を実施することを約した当該請求人による申告書

(3) 請求には次のものを添付するものとする。

(a) 当該請求人がすでに当該特許権者に書留郵便で申し入れし、契約に基づく実施権許諾を要請したにも関わらず、合理的な商業的条件及び手順の下で合理的な時間内に特許権者から実施権の許諾を受けることができなかつたことを示す証拠

(b) 第 46 条又は第 47 条に基づいて請求された強制実施権の場合は、当該請求人が当該特許発明を実施できることを示す証拠

第 49 条 強制実施権の付与

(1) 民事裁判所は、強制実施権の付与の請求が、第 48 条の要件を満たすかを審理するものとする。請求が当該要件を満たさない場合、裁判所は、当該請求を却下するものとする。請求を却下する前に、裁判所は、請求人にその請求の要件不備を通知し、当該請求人が必要な訂正をすることを許可するものとする。

(2) 強制実施権の付与の請求が第 48 条の要件を充足する場合、民事裁判所は、それを当該特許権者及び特許登録簿に名前が記載されている実施権者にも通知し、当該請求に関するこれらの者の意見を 3 月の期間内に書面で提出するよう促すものとする。当該意見は、請求人に対して送達されるものとする。民事裁判所は、同様に、当該請求を関連政府機関にも通知するものとする。民事裁判所は、請求及び受理した意見に関する審理を行うものとし、この審理には、当該請求人、特許の保有者、特許登録簿に名前が記載されている実施権者、関連政府機関が参加するよう促されるものとする。

(3) 上記(2)に規定された手続が完了すると、民事裁判所は、請求に対して強制実施権を付与又は拒絶する旨の判決を下すものとする。

(4) 強制実施権が付与される場合は、民事裁判所の判決は、次に掲げる事項を明記するものとする。

(a) 実施権の許諾範囲。特に、実施権の効力が及ぶ本付属文書第 1 条(2)で言及される行為及び許諾期間の明記。ただし、第 46 条及び第 47 条に基づく強制実施権は、輸入行為には及ばないと解釈される。

(b) 実施権者によって特許権者に支払われる対価の額。当事者間で合意がない場合、そうした報酬は、当該事案のあらゆる事情を相当に考慮した上で公平となるものとする。その額は、裁判所による修正の対象となるものとする。

(5) 民事裁判所の判決は、書面によるものとし、判決が依拠する根拠を述べるものとする。民事裁判所は、判決を機関に通知し、機関は、それを登録するものとする。民事裁判所は、判決を公開し、それを請求人及び特許権者に通知するものとする。機関は、判決を特許専用登録簿に名前が記載されている実施権者に通知するものとする。

第 50 条 強制実施権者の権利と義務

(1) 本付属文書第 52 条に指定された不服申立て期限の満了後、若しくは民事裁判所が強制実施権を付与した決定の全部又は一部を支持する上訴判決が下された後、当該強制実施権の付与により、実施権者は、民事裁判所の判決又は上訴判決に定められた条件に従って特許発明を実施することを許諾され、当該実施権者は、当該判決に指定された対価を支払う必要があるものとする。

(2) 強制実施権の付与は、有効な実施権契約又は有効な強制実施権の何れにも影響を与えず、

他の実施権契約の締結又は他の強制実施権の付与を排除しないものとする。ただし、特許権者は、他の実施権者に当該強制実施権の条件よりも有利な条件を与えることができない。

第 51 条 強制実施権の制限

(1) 強制実施権の受益者は、特許権者の同意なしに、当該受益者が強制実施権の下で実施を許諾されたいずれかの行為を実施する許諾を第三者に与えることはできない。

(2) 上記(1)の規定にも関わらず、強制実施権は、当該強制実施権の受益者の組織又は特許発明を実施する組織の一部とともに移転することができる。こうした移転は、民事裁判所の許可がなければ無効とする。この許可を与える前に、民事裁判所は、当該特許権者に意見聴取の機会を与えるものとする。民事裁判所は、許可の事実を機関に通知し、機関は、それを登録し、公開するものとする。このように許可された移転によって、当該強制実施権の新たな受益者は、前の受益者に課されていたものと同じ義務を受け入れるものとする。

第 52 条 強制実施権の変更及び取下げ

(1) 特許権者又は強制実施権の受益者の請求により、民事裁判所は、新たな事実により変更が正当なものであることが証明された場合、当該強制実施権の付与に関する判決を変更できる。

(2) 当該特許の保有者の請求により、民事裁判所は、次に掲げる場合に強制実施権を取り下げるものとする。

(a) その付与の根拠がすでに存在していない場合

(b) 受益者が、第 49 条(4)(a)に基づく実施権の範囲を超えている場合

(c) 受益者が、第 49 条(4)(b)で言及されている対価の支払を延滞している場合

(3) 強制実施権が、上記(2)(a)に基づいて取り下げられた場合、強制実施権の受益者は、発明の実施を直ちに停止することが当該受益者に深刻な悪影響を及ぼすだろうと思われる場合、発明実施を停止するための合理的な期間を与えられるものとする。

(4) 本付属文書第 48 条及び第 49 条の規定は、強制実施権の変更又は取り下げに適用されるものとする。

第 53 条 不服申立て

(1) 特許権者、専用登録簿に名前が記載されている実施権者又は強制実施権の付与を請求した者は、第 49 条(5)、第 51 条(2)又は第 52 条(4)に指定された公開から 1 月以内に、第 49 条(3)、第 51 条(2)又は第 52 条に基づいて下された判決に対して上級管轄裁判所に不服申立て請求することができる。

(2) 強制実施権の付与、強制実施権の移転の許可若しくは強制実施権の変更又は取下げに異議を唱える上記(1)で言及される不服申立ては、効力停止の効果を有するものとする。

(3) 不服申立てに対する判決は、機関に通知され、機関は、それを登録し、公開するものとする。

第 54 条 付与された権利の防護

(1) 契約又は強制実施権の受益者は、当該特許権者に対し、当該受益者が言及する権利侵害に対し民事又は刑事制裁の必要な法的措置を講じるよう書留郵便で要求することができる。

(2) 上記(1)に規定された要求から3月以内に、当該特許権者が、前項で言及される措置を講じることを拒否又は怠った場合は、登録済の実施権の受益者は、自己の名義でこうした措置を講じることができる。ただし、当該保有者が当該訴訟に参加することを妨げるものではない。

第55条 強制実施権の受益者の義務の停止

特許の無効を求める訴訟は、当該特許権者に対して提起されるものとする。最終的な法的判断が特許の無効を宣言した場合、強制実施権の受益者は、当該強制実施権を受益者に付与した判決に起因するあらゆる義務から解放されるものとする。

第56条 職権による実施権

(1) ある特許が、国の経済、公衆衛生又は国防に極めて重要であり、又はそうした特許の不実施又は不十分な実施が、国の必要性の充足に深刻な障害を生じる場合、こうした特許は、関連加盟国の主務大臣の行政命令によって、強制実施権の措置の対象となりうる。当該命令は、受益者たる当局又は組織、強制実施権の条件、期間及び範囲並びに支払われる実施料の額を指定するものとする。

(2) 特許権者と関連当局との間に上記条件に関する円満な合意が存在しない場合、こうした条件は民事裁判所により設定されるものとする。

(3) 職権による実施権は、第46条の下で付与された強制実施権と同じ要件の適用を受けるものとする。

第57条 実施許諾

(1) すでに登録済の実施権の条件によってさらなる実施権の付与を妨げられていない特許権者は、自己の特許に関して、登録簿に「実施許諾」の注記を登録するよう機関に申請できる。当該注記は、機関によって可能な限り迅速に登録簿に記載され、公開されるものとする。

(2) こうした注記の登録簿への登録により、何人も、関連当事者間の合意が存在しない場合は、裁判所により定められる条件で、当該特許を実施する実施権の許諾を受ける権利を得るものとする。これにより年間手数料も減額されるものとする。

(3) 特許権者は、いつでも「実施許諾」の登録抹消を機関に申請することができる。有効な実施権が存在しない場合、又はすべての実施権者が抹消に同意する場合、機関は、当該記録が登録簿になされなければ納付されたはずの手数料全額が納付された後、その記録を抹消するものとする。

(4) 本付属文書第26条(1)の規定も実施許諾に適用されるものとする。

(5) 実施許諾の受益者は、それを譲渡し、又はそれに基づいて再実施権を付与することができない。

第5章 侵害、法的手続及び罰則

第58条 侵害

第8条及び第46条から第56条までの適用を受けることを条件に、特許の対象を製造する手段の使用若しくは1つ又は複数の対象となる物の受取、販売、販売目的の陳列又はいずれかの加盟国の領土への導入によって特許権者の権利を犯すことは、侵害の違法行為を構成するものとする。当該違法行為には、1,000,000CFA フラン以上 3,000,000CFA フラン以下の罰金が科されるものとする。ただし、賠償金を受ける権利は何ら影響を受けない。

第59条 累犯及び処罰を重くする情状

- (1) 累犯の場合、第58条で定められた罰金に加え、1月以上6月以下の懲役刑を課することができる。
- (2) それに先立つ5年以内に、被告が本付属文書に規定された違法行為のいずれかについて最初の有罪判決を受けていた場合、累犯が起こったと認めるものとする。
- (3) 侵害した者が特許権者の作業場又は営業所で就労した作業員又は従業者である場合、又は侵害した者が、当該特許権者の作業員若しくは従業者に加わっていたため、その作業員又は従業者を介して特許に記載された方法を知得した場合、1月以上6月以下の懲役刑を科すことができる。
- (4) 後者の場合、当該作業員又は従業者は、共犯者として訴追されることがある。

第60条 酌量すべき情状

酌量すべき情状に関する加盟国の国内法の規定は、本付属文書に規定された違反行為に適用されるものとする。

第61条 刑事手続開始の要件

上記罰則を求める刑事訴訟は、被害者による告訴を条件に、検察庁のみが提起できる。

第62条 刑事裁判所の特別権限

侵害に関する訴訟を扱う際に、刑事裁判所は、申し立てられた当該特許の無効又は権利失効は当該特許の帰属に関する疑義等、被告人によって出された抗弁について裁定するものとする。

第63条 付与前の行為

特許の付与の前に行われた行為は、特許権者の権利を損なうものとはみなされないものとし、民事法上も有罪判決を正当とするため援用してはならない。ただし、当該特許出願に添付された発明の詳細な説明の正式な写しを、侵害者と主張されている者へ送達した後の行為は例外とする。

第64条 侵害による差押

- (1) 特許権者は、訴訟が提訴される管轄権内の民事裁判所の所長から命令を取得する過程で、必要なら専門家の援助を受けて、執行官、公務員又は税関職員を含む行政官に、侵害として

申し立てられた物の詳細な物品目録及び説明書を、差押の有無に関わりなく作成させることができる。

- (2) 当該命令は、請求及び特許の提示を受けて出されるものとする。
- (3) 差押がなされる場合は、命令により、告訴人に対し保証金の提供を命じることができ、当該告訴人は、差押が実施される前にその保証金を差し入れるものとする。当該保証金は十分な額とするが、当該手続に訴える妨げとなる程の額とならないものとする。
- (4) 保証金は、差押を求める外国人には常に要求されるものとする。
- (5) 記述された又は差し押さえられた物を所有する者には、命令の写し、それが適切な場合、保証金の寄託を証する書類を与えるものとする。ただし、違反すれば、事情に応じて当該命令は無効とされ、執行官、公務員、行政官又は税関職員に対し損害賠償が課されるものとする。

第 65 条 実体的手続開始の期限

告訴人が、差押又は物品目録作成から 10 営業日以内に民事法又は刑事法の下で訴訟を提起しなかった場合、当該差押又は物品目録は当然に無効になるものとする。ただし、損害賠償請求権の行使は妨げられない。

第 66 条 立証責任

第 1 条で言及される権利者の権利侵害に係る民事訴訟に関し、もし特許の対象が製品を生産する方法であれば、司法機関は、被告人に対し、同一製品を生産するために使用された方法が、次に掲げる状況のいずれかの点で、特許された方法とは異なることを証明すべきことを命じる権限を有するものとする。

- (a) 当該方法によって生産される製品が新規性を有していること。
- (b) 当該同一物が当該方法によって生産されている蓋然性が高いこと及び、当該特許権者が、合理的な努力にかかわらず、いかなる方法が現に使用されたのかを証明できないという蓋然性が高いこと。

第 67 条 その他の制裁

- (1) 侵害が認められた物の没収又は破壊及び必要に応じて、それらの製造を特に意図した器具又は工具の没収又は廃棄が、無罪の場合であっても、侵害した者、受取人、輸入者又は小売商人に対して命じられるものとする。
- (2) 没収物は、それが適切な場合、当該特許権者に対し引き渡すことができる。ただし、追加的損害賠償請求権及び当該判決の公開を求める権利の行使は妨げられない。

第6章 一般規定、移行規定及び最終規定

第68条 1977年3月2日のバンギ条約の下で登録又は認定された特許の継続の有効性

本条に基づいて、1977年3月2日のバンギ協定及び同付属文書1の下で付与又は認定された特許は、その出願日から20年有効となるものとする。

第69条 既得権

(1) 本付属文書は、その発効日以降にされた特許出願に適用されるものとする。ただし、1977年3月2日のバンギ協定付属文書1に基づき取得された権利は留保されるものとする。

(2) 本付属文書の発効日前にされた特許出願は、当該出願の出願日に適用されていた規定の適用を引き続き受けるものとする。

(3) 上記(2)で言及される規定に基づいて付与された特許に由来する権利の行使は、本付属文書の発効日から本付属文書の規定の適用を受けるものとする。ただし、既得権は留保されるものとする。

(4) 1977年3月2日のバンギ協定の付属文書1は、廃止する。

付属文書 2 実用新案

第 1 章 総則

第 1 条 定義及び分類基準

本付属文書の意味において、機関により付与された登録証により保護される実用新案とは、実用の対象となる作業用具若しくは物又はそうした用具若しくは物の部分をいい、これらが、新規の構成、新規の配置又は新規の構成装置であることによって、その意図された作業又は使用に対して有用でありかつ産業上利用可能であることを条件とする。

第 2 条 新規性

(1) 第 1 条に規定された用具若しくは物又はそれら一方の部分は、登録出願の機関への出願日に、これらが刊行物に記載されており、又は加盟国の領土において公然と使用されていれば新規でないとみなすものとする。

(2) 本条(1)にいう新規性は、本条(1)に指定された日から先立つ 12 月の間に、当該作業用具若しくは物又はそれら一方の部分が次に掲げる結果によって開示の対象となった場合は、否定されないものとする。

(a) 出願人又は当該出願人の権利譲渡人に対してなされた明らかな違反、又は

(b) 出願人又は当該出願人の権利譲渡人が、それらを公式の又は公認の国際博覧会で展示したこと。

第 3 条 産業上の利用可能性

実用新案は、それがいずれかの種類の産業で製造又は使用可能であれば、産業上利用可能であるとみなされるものとする。「産業」という用語は最も広い意味で理解されるものとし、特に、工芸、農業、漁業及び役務を含むものとする。

第 4 条 実用新案と認められない主題

次に掲げるものは実用新案として登録できない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗、公衆衛生、国家経済又は国防に反する本付属文書第 1 条による実用新案。ただし、その実用新案の実施は、単にそれが法律又は規則によって禁止されているという理由で公の秩序又は善良の風俗に反するとみなされないものとする。

(2) 実用新案が、先行出願又は優先権を有効に主張する出願に基づいた特許又は実用新案登録の対象にすでになっていれば、当該実用新案は本付属文書に基づいて保護することは許されない。

第 5 条 付与される権利

本付属文書により設定される条件の適用を受けることを条件に、かつ本付属文書により設定される制限内で、登録証の所有者には、他の者が、次に掲げる行為、すなわち、当該実用新案の製造、販売のための提供、販売及び使用並びにその販売のための提供、販売及び使用を目的とした輸入及び保持によって、その実用新案を実施することを禁止する権利が付与されるものとする。

第6条 保護期間

第35条の適用を受けることを条件に、実用新案登録証により付与される保護期間は、登録出願日から10年目の終りに満了するものとする。

第7条 実用新案登録証を受ける権利

(1) 実用新案の登録を受ける権利は考案者に属するものとし、出願人は権利の保有者と認めるものとする。

(2) 2名以上の者が考案を共同でした場合、その登録を受ける権利はこれらの者に共同で属するものとする。

(3) 2名以上の者が互いから独立して同一考案をした場合、その実用新案登録を受ける権利は、最先の出願日又は優先権が主張されている場合は、最先に有効に主張された優先日を記した出願書類を提出した者に属するものとするが、当該出願が取り下げ、放棄又は拒絶されていないことを条件とする。

(4) 実用新案の登録を受ける権利は、譲渡又は承継により移転できる。

第8条 実用新案登録証を受ける権利：従業者による考案

(1) 一定の職務を行う契約及び雇用契約を管理する法的規定に従って、かつそれと反対の内容の契約規定が存在しない場合、こうした契約の遂行中に開発された実用新案の登録を受ける権利は、当該職務に従業者に委託した者又は雇用人に帰属するものとする。

(2) 雇用契約が従業者に創作行為を実施することを求めているが、当該従業者がその雇用によって自己に利用可能となったデータ又は手段を用いて実用新案を創作した場合は、前条の規定が適用されるものとする。

(3) 上記(2)に規定された状況で、当該実用新案を創作した従業者は、登録された当該実用新案の重要性を反映した対価を受ける権利を有するものとする。当該対価は、当事者間の合意が存在しない場合は、裁判所により決定されるものとする。

(4) 上記(1)に規定された状況では、当該実用新案が並外れた重要性を有する場合にも、当該従業者は、本条(3)で言及されるのと同じ権利を有するものとする。

(5) 本条(3)及び(4)の規定は、公の秩序に係る問題である。

第9条 実用新案登録証により付与される権利の制限

(1) 実用新案登録証に由来する権利は、次に掲げる事項には、及ばないものとする。

(a) 当該実用新案権者によって又はその同意により加盟国の領域の市場に持ち込まれた対象に関する行為

(b) 加盟国の領空、地域又は水域に一時的若しくは偶発的に進入した外国航空機、地上車両又は船舶に搭載された対象の使用

(c) 科学的又は技術的研究の過程において実験目的で行われる、登録実用新案に関する行為

(d) 出願日又は優先権が主張されている場合は、当該実用新案が加盟国の領域で登録される根拠となる出願の優先日に、善意で当該実用新案を使用していた、又はそうした使用のため効果的かつ誠実な準備していた者により行われた行為。ただし、かかる行為が実際の又は予定された先使用と性質又は目的において相違しない場合

(2) (1)(d)に言及される使用者の権利は、使用されていた若しくは使用が予定されていた事

業若しくは会社又はそれらの一部から独立して移転、又は譲渡することはできない。

第10条 実用新案登録証を受ける外国人の権利

外国人は、本付属文書に指定された要件で実用新案登録証を受けることができる。

第2章 実用新案の登録に関する手続

第1節 実用新案登録出願

第11条 願書の提出

(1) 実用新案登録をしようとする者は、次に掲げるものを、機関又は工業所有権を所管する官庁に提出し、又は受理確認依頼を付して書留郵便で送達するものとする。

- (a) 機関の長官に宛てた十分な数の願書の写し
 - (b) 出願及び公開のための手数料の機関への納付を証明する書類
 - (c) 出願人が代理人により代理されている場合、印紙を貼っていない個人委任状
 - (d) 次に掲げるものを正副2通含んだ包袋
 - (i) どのような構成、配置又は構成機器によって、当該実用新案がその意図された作業又は目的に対して有用でありうるかを示す詳細な説明。この詳細な説明は、通常の知識及び技能を備えた当業者が当該実用新案を生産できる程度に明確かつ十分に記載されているものとする。
 - (ii) 当該詳細な説明の理解に必要又は有用な図面及び写真
 - (iii) 詳細な説明の内容を要約した記述的な要約書
 - (iv) 保護を受けようとする範囲を画定する1つ又は複数の請求項であって、上記(i)にいう詳細な説明の内容を超えないもの
- (2) 上に掲げる書類は、機関の使用可能用語のいずれかで記載するものとする。

第12条 実用新案の単一性

出願は、単一の主題に限定され、それを構成する詳細及び指定された用途を記載するものとする。出願は、限定、条件又は留保を含まないものとする。

出願は、当該発明の目的を簡潔かつ正確に記載した表題を設けるものとする。

第13条 優先権主張

(1) 先行出願の優先権を利用しようとする者は、次に掲げるものを登録願書に添付するか又は出願日から遅くとも6月以内に機関に送達するものとする。

- (a) 先行出願の出願日、出願番号、出願国及び出願人の氏名を記載した宣言書
 - (b) 先行出願の正規の謄本
 - (c) その者が先行出願をした者でない場合、先行出願の出願人又は当該優先権の利用を許可する権限の承継人からの授權書
- (2) 単一の出願に関して、2つ以上の優先権を利用しようとする出願人は、各優先権に関して上に掲げる規定に従うものとする。当該出願人は、主張する各優先権に関して料金を納付し、前項にいう6月の期間内に料金納付の証拠を提出するものとする。
- (3) 上に掲げる書類すべてが期限内に提出されない場合は、審査中の当該出願について、主張する優先権の利益が自動的に失われるものとする。
- (4) 当該登録出願の出願日から6月経過後に機関に送達された書類は、受け入れられない旨が宣言されるものとする。

第14条 特許出願の実用新案登録出願への変更及びその逆の変更

(1) (a) 特許付与又は特許出願の拒絶以前は、いつでも、特許出願人は、所定の料金の納付後に、自己の特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、当該実用新案登録出願には最初の出願の出願日が与えられるものとする。

(b) 実用新案登録証の付与又は出願の拒絶以前は、いつでも、実用新案登録出願人は、所定の料金の納付後に、自己の実用新案登録出願を特許出願に変更することができ、当該特許出願には最初の出願の出願日が与えられるものとする。

(2) (a) 特許出願が上記(1)(a)に基づいて実用新案登録出願に変更された場合は、当該特許出願は取り下げられたものとみなされるものとし、機関は、特許登録簿に「取下げ」の注記を記載するものとする。

(b) 実用新案登録出願が上記(1)(b)に基づいて特許出願に変更された場合は、当該登録出願は取り下げられたものとみなされるものとし、機関は、実用新案登録簿に「取下げ」の注記を記載するものとする。

(3) 出願は、(1)に基づいて2回以上変更することはできない。

第15条 未払いによる不受理

実用新案登録の願書に、出願及び公開のための手数料の機関への納付を証明する書類が添付されていない場合、当該願書は受理されないものとする。

第16条 出願日

機関は、いずれかの使用可能言語で記載された出願が、工業所有権を所管する官庁又はそれが適切な場合は機関によって受理された日を出願日として認めるものとする。ただし、受理の時点で、当該出願が次に掲げる事項を含むことを条件とする。

(a) 実用新案登録証の付与を要請する旨の明示的又は暗黙的な表示

(b) 出願人が本人であることを証明できる情報

(c) 発明の詳細な説明及び1つ又はそれ以上の請求項であると一見して認められる部分

(d) 所定手数料の納付の証明

第2節 実用新案登録証の付与

第17条 実用新案登録証出願の送達

- (1) 出願が記録された後速やかに、かつ出願日から5営業日以内に、工業所有権を所管する官庁は、願書の写し、出願の記録の謄本、手数料の納付を証明する書類並びに、該当する場合は、第11条で言及されている委任状及び本付属文書及び第13条で明示された優先権に関する証明書を添付して、出願人によって送付された包袋を機関に送達するものとする。
- (2) 機関は、前記願書を受理した順序で開封及び記録し、それぞれの登録証を交付するものとする。

第18条 出願の審査

- (1) 実用新案登録証出願は、次に掲げる事項を保証するために審査を受けるものとする。
- (a) 登録証を求める出願に係る考案が、本付属文書第4条の規定に基づき実用新案の保護から除外されないこと。
- (b) 1つ又は複数の請求項が、本付属文書第11条(1)(d)(iv)の規定に適合していること。
- (c) 本付属文書第12条の規定が尊重されていること。
- (2) 次に掲げる事項を保証するために調査も実施されるものとする。
- (a) 登録証出願時において、先行する登録証出願、すなわち、有効な優先権の主張から利益が得られるものであり、同一の発明に係る登録証出願が交付される過程になかったこと。
- (b) 発明が、
- (i) 新規性を備え、
- (iii) 産業上の利用可能性を有すること。
- (3) 管理評議会は、上記(2)(a)及び(b)の規定が適用されるのか、及びどの程度適用されるかを決定するものとする。特に、管理評議会は、当該規定のすべて又は一部が発明に含まれる1つ又は幾つかの技術分野に適用されるのかを決定することができる。管理評議会は、国際特許分類を参照してそうした分野を定めるものとする。
- (4) 特許協力条約に基づく国際出願に関して、機関は、国際調査報告書及び国際予備審査報告書に係る当該条約のそれぞれ第20条及び第36条の規定を利用することができる。

第19条 交付

- (1) 機関は、登録証交付のすべての要件が満たされており、第18条(2)に基づき報告書が作成されていると判断する場合、出願された実用新案登録証を交付するものとする。ただし、いかなる場合も、実用新案登録証の交付は出願人自身の責任に基づくものであり、発明の現実性、新規性又は価値に関して、若しくは詳細な説明の真実性又は正確性に関して何ら保証するものではないものとする。
- (2) 実用新案登録証の交付は、機関の長官の決定又はその目的のために長官によって正式に権限を授けられた機関の職員の決定によるものとする。
- (3) 特許協力条約の下での国際出願に基づく登録証は、上記(2)に規定されたものと同じ方式で交付されるものとする。ただし、当該条約に規定されている国際公開に準拠するものとする。

第 20 条 拒絶を決定する条件

(1) 第 12 条の規定を満たさない出願は、当該出願が単一の主題を有するものではないので出願として受理できない旨の通知があった日から 6 月以内に、最初の出願日の利益を享受しつつ複数の出願に分割することができる。

(2) 第 11 条(b)を除く第 11 条の要件及び第 12 条の要件が満たされていない出願には、不備がある。当該不備は出願人又はその代理人に通知され、出願人又はその代理人は、通知日から 3 月以内に書類を訂正するよう要請されるものとする。この期間は、正当な必要性が認められる場合、出願人又はその代理人の請求により 30 日間延長できる。当該期間内に訂正された出願は、最初の出願日を保持するものとする。

(3) 訂正された書類が所定の期間内に提出されない場合、当該実用新案登録出願は拒絶されるものとする。

(4) いかなる出願も、出願人又はその代理人が、所定の手続の範囲で、かつ、所定の手続に従って当該出願を訂正する機会を最初に与えられることなく、上記(3)に基づいて拒絶することは許されない。

第3節 改良証

第21条 改良証を受ける権利

- (1) 実用新案の考案者又は実用新案登録証を受ける権利を有する者は、願書の提出に関して本付属文書第11条及び第13条に規定された方式に従って、当該実用新案の存続期間を通じて、考案の変更、改良又は追加を行う権利を有するものとする。
- (2) こうした変更、改良又は追加は、主登録証と同様の形式で交付された証書に登録されるものとし、この証書は、出願日及び交付日から当該主登録証と同様の効力を有するものとする。
- (3) 権利者の一人によって取得された改良証は、他の権利者すべてに対しても効力を有するものとする。

第22条 改良証の存続期間

改良証は主登録証とともに期間満了となるものとする。ただし、主登録証の無効は、対応する1つ又は複数の改良証を当然には無効としないものとし、第34条の規定に基づいて絶対無効が宣言されている場合でさえ、当該登録証が無効とならなかった場合に納付されたはずの年間登録料が継続して納付されていることを条件に、前記1つ又は複数の改良証は、改良証の通常存続期間が満了するまで当該主登録証の期間を超えて存続する。

第23条 改良証出願の実用新案登録証出願への変更

改良証が交付されていないことを条件に、出願人は改良証出願を実用新案登録証出願に変更することができ、その出願日は最初の出願日となるものとする。

第24条 改良証出願の実用新案登録証出願への変更に係る手続

先行登録証とともに満了する改良証でなく、変更、改良又は追加に関し実用新案の主登録証を取得することを希望する考案者は、第11条及び13条に定められた方式に従うものとする。

第25条 同一の対象に関し実用新案登録証を利用する権利の独立性

別の実用新案の対象に関連する考案について実用新案登録証を取得した何人も、すでに保護されている考案を利用する権利を有しないものとし、反対に、先行する登録証の保有者は、新たな実用新案登録証の対象となっている考案を利用することはできない。

第3章 公開

第26条 詳細な説明、図面及び写真の送達

- (1) 登録実用新案の詳細な説明、図面及び写真は機関が保持するものとし、第27条の規定による公開の後は、機関は請求を受けて、これらを提供するものとする。
- (2) 上記(1)で言及される公開後は、何人も詳細な説明、図面及び写真の正式な写しを入手することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定は、先行出願の優先権を利用することを希望する出願人によって提供された正式な写し及びこうした出願人に優先権の主張を許可する書類に適用されるものとする。
- (4) 実用新案登録の出願人であって当該実用新案登録の前に自己の出願の優先権を外国で利用しようとする者は、自己の出願の正式な写しを入手できる。

第27条 実用新案登録証の公開

- (1) 機関は付与された各実用新案について次に掲げる事項を公開するものとする。
 - (i) 登録証の番号
 - (ii) 実用新案登録証の保有者の氏名及び住所
 - (iii) 登録証に記載しないことが請求されていない場合は、考案者の氏名及び住所
 - (iv) 代理人がいる場合は、その氏名及び住所
 - (v) 出願日
 - (vi) 優先権が正当に主張されている場合は、優先権の記載
 - (vii) 優先日、先行出願がなされた国、又は先行出願の対象となっている1つ又は複数の国及び先行出願の番号
 - (viii) 当該登録証の交付日
 - (ix) 実用新案の名称
 - (x) 該当する場合は、国際出願の番号及び公開日
- (2) 管理評議会は、実用新案の詳細な説明、存在する場合は図面、請求の範囲及び要約書の公開の要件を設定、かつ、決定するものとする。

第4章 権利及び実施権の移転及び譲渡

第28条 権利の移転及び譲渡

(1) 実用新案登録出願又は登録実用新案の登録出願に存する権利は、その全部又は一部を移転することができるものとする。

(2) 実用新案登録出願又は登録実用新案に関する、権利の移転、実施権の許諾又は譲渡若しくは質権の設定又はその取消に関わる行為は、書面を作成して証拠を残すものとし、それに違反する場合は、無効とされるものとする。

第29条 実用新案専用登録簿への行為の登録

(1) 第28条(2)にいう行為は、これらの行為が機関により維持される実用新案専用登録簿に登録されない限り第三者に対して拘束力を持たないものとする。こうした行為の登録は、機関によって維持されるものとする。

(2) 規則によって設定される条件に基づき、機関は、実用新案専用登録簿への登録内容の写し及び質権の対象である実用新案に関する登録内容の記録、又はそうした登録内容が存在しないことを証する証明書を、請求を行う者に対しても交付するものとする。

第30条 実用新案及びその改良の権利としての実施

(1) 実用新案登録証の所有者又は被授権者から実用新案を実施する権利を得た者は、当該実用新案の所有者又は被授権者によってなされる改良から権利として利益を得るものとする。反対に、当該所有者又は被授権者は、当該実用新案を実施する権利を得た者によってその後に当該実用新案になされた改良から利益を得るものとする。

(2) 当該改良から利益を受ける権利を有する者は、関係する契約書の写しを機関に提出することができる。

第31条 実施権契約

(1) 実用新案登録証の所有者は、契約により自然人、法人を問わず、他人に対し、登録実用新案の実施を許諾する実施権を付与できる。

(2) 実施権の存続期間は、実用新案登録の存続期間を超えることは許されない。

(3) 実施権契約は書面で作成され、当事者によって署名されるものとする。

(4) 実施権契約は実用新案専用登録簿に登録されるものとする。実施権契約は、本付属文書に係る実施規則に指定された様式で当該登録簿に登録され、公開されるまで第三者に対して拘束力を持たないものとする。

(5) 当該実施権は、実用新案登録証の所有者又は実施権者の請求により、実施権契約の満了又は終了の証拠の提出を受けて登録簿から取り消されるものとする。

(6) 実施権契約に反対の内容の規定がない限り、実施権の付与によって、許諾者は、実施権者に通知することを条件に実施権を他の者に付与すること又は登録実用新案を自ら実施することを妨げられないものとする。

(7) 専用実施権の付与によって、許諾者は、実施権を他の者に付与すること、及びこれと反対の内容の規定が実施権契約になれば登録実用新案を自ら実施することを妨げられるものとする。

第 32 条 無効条項

(1) 実施権契約の条項又はそうした契約に関する条項は、工業又は商業分野において、実用新案登録証によって付与された権利に由来しない制限又は権利を維持するために必要でない制限を実施権者に課す場合に限り無効となるものとする。

(2) 次に掲げる事項は、上記(1)の意味において制限とみなされないものとする。

(a) 登録実用新案の登録証の実施の程度、範囲又は存続期間に関する限定

(b) 登録実用新案の有効性を害す蓋然性の高い行為を禁ずることを実施権者に対し課す義務

(3) 実施権契約に反する規定がなければ、実施権は第三者に譲渡できないものとし、実施権者は、再実施権を許諾する権限を有しないものとする。

第 33 条 無効条項の認定

第 32 条で言及されている無効条項の認定は、利害関係人の請求によって民事裁判所によってなされるものとする。

第5章 無効、権利失効及びそれらに関連する行為

第1節 無効及び権利失効

第34条 無効

- (1) 次に掲げる場合、登録実用新案は、無効と宣言されるものとする。
- (a) 本付属文書第2条及び第3条の規定に基づいて、実用新案が新規性を有さず、産業上利用可能性がない場合
- (b) 実用新案が第4条に基づき登録できない場合。ただし、禁制品の製造又は販売による反則金が生じる可能性は否定されない。
- (c) 実用新案に添付された明細書が第11条(d)(i)の規定に適合しないか、又は出願人の真の方法を完全かつ忠実な方式で記載していない場合
- (2) 実用新案に関連性がない改良も、本付属文書に規定されているとおり、同様に無効と宣言されるものとする。
- (3) 無効は請求項のすべて又は一部のみに係るものでよい。

第35条 権利失効

- (1) 自己の毎年の出願日に登録手数料納付を怠った実用新案登録証の保有者は、自己の権利すべてを権利失効するものとする。
- (2) ただし、関係者には、当該登録手数料を有効に納付できる6月の納付猶予期間が与えられるものとする。その場合、関係者は、追加料金も納付するものとする。
- (3) 前項で言及される6月間に登録手数料及び追加料金の不足分を補完するためになされた納付は、有効とみなされるものとする。
- (4) 第14条に基づく実用新案登録証出願への変更起因する実用新案登録出願の登録手数料又は追加料金としてなされた納付も有効とみなされるものとする。ただし、納付は、変更請求日から6月以内になされるものとする。

第36条 回復

- (1) 登録実用新案の保有者の責めに帰することができない事情によって当該実用新案により付与された保護が維持されていない場合、第34条及び35条の規定に関わらず、当該保有者又は被授權者は、必要とされる登録手数料及びその金額が規則によって決定される追加料金の納付を条件に、前記事情が解消された日から6月以内で、かつ更新の満期日から遅くとも1年以内に、その回復を申請できる。
- (2) 前項で言及される実用新案の回復申請は、前項で言及される登録手数料及び追加料金の納付を証明する書類を添付して機関に送達するものとし、当該保有者又は被授權者が、回復を正当なものであると考える根拠を述べた陳述書を含むものとする。
- (3) 機関は前項にいう根拠を審査し、当該実用新案を回復するか、当該根拠を正当なものと考えない場合は、その申請を却下するものとする。
- (4) 回復によって、当該実用新案の最大存続期間は、延長されないものとする。当該実用新案の満了後に当該実用新案の実施を開始した第三者は、そうした実施を継続する権利があるものとする。

(5) 実用新案の回復によって、当該実用新案とそれに関連した改良証も同様に回復されるものとする。

(6) 回復申請後の拒絶決定に対する審判は、当該決定の通知の受領から 30 営業日以内に審判高等弁務局に対して申し立てられるものとする。

(7) 回復された実用新案は、本付属文書に関連した実施規定で定められた様式で機関によって公開されるものとする。

(8) 本条(1)から(6)までは、実用新案登録出願が国際条約により設定される期限内に提出されなかった場合に適用されるものとする。

第 37 条 無断利用

表標識、通知、趣意書、貼り札、標章又は印章の手段によって、本協定及び本協定に基づく実施規則に従って付与される実用新案登録証を保持することなく、当該実用新案の所有者の身分を装う者は、賠償金に対する権利を損なうことなく、1,000,000CFA フラン以上 3,000,000CFA フラン以下の罰金に処するものとする。ただし、別途、損害賠償請求権を行使することができる。累犯の場合は、罰金は 2 倍とする。

第2節 無効又は権利失効を求める訴訟

第38条 訴訟の開始

- (1) 無効又は権利失効を求める訴訟は、利害関係を持つ者は何人も提起することができる。
- (2) 実用新案の無効又は権利失効を求めるあらゆる訴訟において、検察庁は仲裁者となり、当該実用新案の絶対無効又は権利失効の宣言を求める意見を述べることができる。
- (3) 検察庁は、第34条(1)(b)に規定された場合、無効宣言を求める本訴を直接提起することさえできる。
- (4) 前項に規定された場合、その行為が第29条に基づいて機関の実用新案専用登録簿に登録されている実用新案登録証上の権利保有者すべては、その手続の当事者となるものとする。

第39条 管轄権

- (1) 第38条で言及される訴訟及び実用新案権に関するあらゆる係争は、民事裁判所に提起されるものとする。
- (2) 訴訟が実用新案登録証の保有者及び当該実用新案の1名以上の限定実施権者に対し同時に提起された場合、当該訴訟は、当該保有者の確立した又は選択された住居地に所在する裁判所に提起されるものとする。
- (3) 争点は、略式手続に関して規定された方式で審理され、判断されるものとする。必要に応じて、これは検察庁に送達されるものとする。

第40条 無効又は権利失効に関する司法判断の登録

実用新案の絶対無効又は権利失効が既判力を有する判決により宣言されている場合、管轄裁判所は、それを機関に通知するものとし、ある加盟国の領域で宣言された無効又は権利失効は、付与された実用新案に関する第27条に指定された様式で実用新案専用登録簿に登録され、公開されるものとする。

第6章 侵害、法的手続及び罰則

第41条 侵害

製品を製造し、実用新案の対象を構成する手段を使用し、1つ又はそれ以上の物の受領、販売又は販売目的の陳列若しくはいずれかの加盟国の領土への導入によって登録実用新案の所有者の権利を犯すことは、違法行為を構成するものとする。当該違法行為には、1,000,000CFAフラン以上6,000,000CFAフラン以下の罰金が科されるものとする。ただし、賠償金を受ける権利は何ら影響を受けない。

第42条 累犯及び処罰を重くする情状

- (1) 累犯の場合、第41条で定められた罰金に加え、1月以上6月以下の懲役刑を科することができる。
- (2) それに先立つ2年以内に、被告が本付属文書に規定された違法行為のいずれかについて最初の有罪判決を受けていた場合、累犯が起こったと認めるものとする。
- (3) 侵害した者が実用新案の所有者の作業場又は営業所で就労した作業員又は従業者である場合、又は侵害した者が当該実用新案の所有者の作業員若しくは従業者に加わっていたために、その作業員又は従業者を介して登録実用新案に記載された方法を知得した場合、15日以上3月以下の懲役刑に科することができる。
- (4) 後者の場合、当該作業員又は従業者は、共犯者として訴追されることがある。

第43条 酌量すべき情状

酌量すべき情状に関する加盟国の国内法の規定は、本付属文書に規定された違反行為に適用されるものとする。

第44条 刑事手続開始の条件

上記罰則の適用を求める刑事訴訟は、被害者による告訴を条件に、検察庁のみが提起できる。

第45条 刑事裁判所の例外的権限

侵害訴訟を扱う際に、刑事裁判所は、申し立てられた当該実用新案の無効又は権利失効若しくは当該実用新案の帰属に関する疑義等、被告人によって出された抗弁について裁定するものとする。

第46条 登録前の行為

実用新案の登録前に行われた行為は、当該実用新案の所有者の権利を損なうものとはみなされないものとし、民事法上も有罪判決を正当とするため援用してはならない。ただし、当該実用新案登録出願に添付された発明の詳細な説明の正式な写しを、侵害者と主張されている者へ送達した後の行為は例外とする。

第47条 侵害による差押

- (1) 実用新案登録証又は専用利用権の所有者は、訴訟が提訴される管轄権内の民事裁判所の所長から命令を取得する過程で、必要なら専門家の援助を受けて、執行官、公務員又は税関

職員を含む行政官に、侵害として申し立てられた物の詳細な物品目録及び説明書を、差押の有無に関わりなく作成させることができる。

(2) 当該命令は、請求、実用新案登録証の提示及び期間未経過に関する証拠の提出を受けて出されるものとする。

(3) 差押がなされる場合は、命令により、告訴人に対し保証金の提供を命じることができ、当該告訴人は、差押が実施される前にその保証金を差し入れるものとする。当該保証金は十分な額とするが、当該手続に訴える妨げとなる程の額とならないものとする。

(4) 保証金は、差押を求める外国人には常に要求されるものとする。

(5) 記述された又は差し押さえられた物を所有する者には、命令の写し、及びそれが適切である場合保証金の寄託を証する書類を与えるものとする。ただし、違反すれば、事情に応じて当該命令は無効とされ、執行官、公務員、行政官又は税関職員に対する損害賠償が課せられるものとする。

第 48 条 実体的手続開始の期限

告訴人が、差押又は物品目録作成から 10 営業日以内に民事法又は刑法の下で訴訟を提起しなかった場合、当該差押又は物品目録は当然に無効となるものとする。ただし、損害請求権の行使は妨げられないものとする。

第 49 条 その他の制裁

(1) 侵害が認められた物の没収及び必要に応じてそれらの製造を特に意図した器具又は工具の没収が、無罪の場合であっても、侵害者、受取人、輸入者又は小売商人に対して命じられるものとする。

(2) 没収物は、それが適切な場合、当該実用新案の保有者に対し引き渡すことができる。ただし、追加的損害賠償請求権及び当該判決の公表を求める権利の行使は妨げられない。

第7章 一般規定、移行規定及び最終規定

第50条 既得権

- (1) 本付属文書は、その発効日以降にされた実用新案出願に適用されるものとする。ただし、1977年3月2日のバンギ協定付属文書2に基づき取得された権利は留保されるものとする。
- (2) 本付属文書の発効日前にされた実用新案出願は、当該出願の出願日に適用されていた規定の適用を引き続き受けるものとする。
- (3) 上記(2)で言及される規定に基づいて付与された実用新案登録に由来する権利の行使は、本付属文書の発効日から本付属文書の規定の適用を受けるものとする。ただし、既得権は留保されるものとする。
- (4) 1977年3月2日のバンギ協定の付属文書2は、廃止された。

付属文書 3 商標及び役務商標

第1章 総則

第1条 標章の任意選択性

商標又は役務商標は任意選択とする。ただし、加盟国は、自ら指定する商品又は役務に関して、例外的にその選択が強制的なものであることを宣言できる。

第2条 標章と認める標識

(1) 企業の商品又は役務を識別するために使用又はそれを意図して使用されかつその識別を可能とする可視的標識は、商標又は役務商標とみなされるものとし、特に、それ自体又は識別力を有する形式の氏、特別な、任意の又は奇抜な称呼、製品又は包装、貼り紙、包み紙、記章、印画、印章、印影、飾り模様、飾り図案、色彩の組合せ又は配置、図画、浮き彫り、文字、数字、図案及び筆名の特徴的な形状を含む。

(2) 商標又は役務商標の使用条件が権限ある当局により承認された規則で定められており、かつそれらが公共的性質を有する企業、組合又は組合の団体、協会、生産者、製造業者、職人又は商人の団体によってのみ使用できる場合、後者が公的に承認されかつ法人格を備えることを条件に、商標又は役務商標は団体商標とみなされるものとする。

第3条 登録の対象とならない標章

次に掲げる場合、標章は有効に登録できない。

(a) その標章が、特に製品又はその構成に必須又は由来する称呼で構成される標識又は内容からなるために識別力を欠く場合

(b) その標章が別の保有者に属しかつ登録された標章と同一であるか、その出願日又は優先日が先行し、かつ同一若しくは類似商品又は役務に係る標章と同一であるか、又は当該標章が別の標章に非常に類似しており誤認又は混同を生じやすい場合

(c) その標章が公の秩序、善良の風俗又は法律に反する場合

(d) その標章が、とりわけ当該商品又は役務の地理的出所、性質又は特徴に関して公衆又は産業界を誤解させやすい場合

(e) その標章が、国家又は国際条約によって設立された政府間組織による統治及び保証を示す紋章、旗、その他の記章、略称、頭字語、公式標識又は優良品質表示を複製し、模倣し、又は組み入れている場合。ただし、当該国又は組織の権限ある当局がその許可を与えた場合は、この限りでない。

第4条 外国人による権利の取得

外国人は、本付属書類が課す条件を満たしていれば、その利益を享受できるものとする。

第5条 標章に対する権利

(1) 後記する諸規定に従って、標章の保有権は、それを最初に出願した者に属するものとする。

(2) 何人も、第8条に定められた要件に従って標章を登録出願していなければ、本付属文書

の規定で指定された行為を行うことによって当該標章の排他的独占権を主張できない。

(3) 標章が、その出願時に他人がその標章を使用する優先権を有していたことを知っていた又は知るべきであった者によって出願された場合、優先権を有していた者は、機関に対し当該標章の保有権を主張できる。ただし、その主張は、最初の出願の記録の公開後の6月以内になされなければならない。

(4) 機関は、規則で規定されている当事者間の手続の後に優先権主張を裁定するものとする。

(5) 標章の使用は、書面、印刷物又は書類であって、これらによって立証しようとする事実と同時期のものによってのみ証明される。

第6条 周知標章

工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第16条(2)及び(3)の意味における周知標章の保有者は、自己の標章と混同を生じさせやすい標章の出願の効果の無効を、いずれかの加盟国の領域において裁判所に対して申請することができる。対象となる出願が善意でなされている限り、そうした措置は、その出願日から5年が満了した後に講じることはできない。

第7条 登録により付与される権利

(1) 標章登録は、その保有者に対し、その標章の登録に係る商品又は役務及び類似商品又は役務に関してその標章又はそれに類似する標識を使用する排他的独占権を付与する。

(2) 標章登録は、当該商標又は役務商標の登録に係る商品又は役務に類似した商品又は役務に係る同一又は類似標識を使用すれば混同を生じさせやすい場合、その保有者に、その同意なしで第三者がそうした標識を業務において使用することを禁止する排他的独占権も同様に付与する。同一標識が同一商品又は役務について使用されている場合、混同を生じさせる危険性が存在すると推定されるものとする。

(3) 標章登録は、その保有者に、その名前又は住所、筆名、地理的名称又はその商品若しくは役務の性質、量、質、目的、価値、原産地、生産又は提供日時に係る正確な情報の第三者による善意の使用を禁ずる権利を付与しない。ただし、使用それ自体が単なる識別又は情報目的によるもの限られ、かつ当該商品又は役務の出所に関して公衆を誤解させることがない場合に限るものとする。

(4) 標章登録は、その保有者に、商品に変更が加えられていない限り、禁止権が行使される加盟国の領域において、その標章の下で合法的に販売されていた商品に関して第三者がその標章の使用することを禁ずる権利を付与しない。

第2章 出願、登録及び公開

第8条 願書の提出

(1) 標章登録を得ようとする者は、次に掲げるものを、機関又は工業所有権を所管する官庁に提出し、又は受理確認依頼を付して書留郵便で送達するものとする。

- (a) 機関の長官に宛てた十分な数の願書の写し
- (b) 出願手数料の機関への納付を証明する書類
- (c) 出願人が代理人により代理されている場合、印紙を貼っていない個人委任状
- (d) 当該標章が適用される商品又は役務の一覧を含むその標章の複製及び標章の登録のため商品及びサービスの国際分類(ニース協定)に対応する分類。提出される標章の複製の数は、本付属文書に関連した実施規定に定められるものとする。
- (e) 団体標章の場合は、第2条(2)にいう規則

第9条 登録の範囲

標章は、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定の意味における1つ又は複数類の商品若しくは1つ又は複数類の役務について登録できる。

第10条 出願記載書及び書類の送達

- (1) 機関又は工業所有権を所管する官庁によって作成された記載書は、各出願を記載し、その書類の提出日及び時刻を明記するものとする。
- (2) 記載書の写しは出願人に発行されるものとする。
- (3) 工業所有権を所管する官庁は、出願日から5営業日以内に当該書類を機関に送達するものとする。

第11条 優先権主張

- (1) 先行出願の優先権を利用しようとする者は、次に掲げるものを登録願書に添付するか又は出願日から遅くとも3月以内に機関に送達するものとする。
 - (a) 先行出願の出願日、出願番号、出願国、及び出願人の氏名を記載した宣言書
 - (b) 先行出願の真正な謄本
- (2) 単一出願に関して、2つ以上の優先権を利用しようとする出願人は、各優先権に関して上記で言及される規定に従うものとする。当該出願人は、主張する各優先権に関して手数料を納付し、上記(1)で言及される3月の期間内に当該料金納付の証拠を提出するものとする。
- (3) 出願日から3月より後に機関へ到達した優先権の主張は、認められない旨が宣言されるものとする。

第12条 未払いによる不受理

願書に出願手数料の納付を証明する書類が添付されていない場合、当該願書は不受理とされるものとする。

第13条 受理可能性及び出願日の要件

機関は、所定の様式に記載された登録出願が、工業所有権を所管する官庁又は機関によって

受理された日を出願日として認めるものとする。ただし、受理の時点で、当該出願が次に掲げる事項を含むことを条件とする。

- (a) 出願人の氏名、住所、国籍及び本拠地に係る必須の情報
- (b) 署名。法人の場合、署名者の身分及び肩書を明記するものとする。
- (c) 当該標章が適用される商品及び役務
- (d) 出願手数料の納付に係る情報
- (e) 代理人が指名されている場合、その事実、当該代理人の氏名及び住所

第14条 標章の登録

(1) 標章登録出願すべてにつき、機関は本付属文書第8条及び第9条にいう様式の要件を満たしているか、及び所定の手数料が納付されているかを審査するものとする。

(2) 第3条(c)及び(e)の規定に適合しない出願は、拒絶されるものとする。

(3) (1)(b)を除く第8条及び第11条にいう様式の要件が遵守されていない出願は、要件が不備である。当該不備は出願人又はその代理人に通知され、出願人又はその代理人は、通知日から3月の期間内に書類を訂正するように求められるものとする。必要性が認められる場合、出願人又はその代理人の請求によって、その期間は30日まで延長することができる。このように当該期間内に訂正された出願は、当初の出願日を保持するものとする。

(4) 訂正された書類が許可された期間内に提出されなければ、標章登録出願は拒絶されるものとする。

(5) 拒絶は機関の長官によって宣言されるものとする。

(6) いかなる出願も、所定の手続及び様式に従って、そしてその範囲内で当該出願を訂正する機会を出願人又はその代理人に最初に与えることなく本条(2)、(4)及び(5)に基づいて拒絶されることはない。

(7) 機関は上記(1)で言及される要件が満たされていると認める場合、標章を登録し、その登録を公開するものとする。

(8) 法定登録日は、出願日とする。

第15条 出願拒絶に対する審判

出願が機関により拒絶された場合、出願人はその決定に対して60日以内に審判請求できる。この場合、審判高等弁務局は、当該出願について最終の裁判官かつ仲裁者となるものとする。

第16条 登録証の発行

(1) 登録がなされると、登録簿に記録された特に次に掲げる情報を記載した証書が、登録保有者に発行されるものとする。

- (a) 標章の通し番号
- (b) 登録出願の出願日、登録日、及び優先権が主張されている場合は優先日
- (c) その住所を併記した商標保有者の商号又は氏及び名
- (d) 標章の複製
- (e) 登録に係る商品及び役務の分類に関する記載

第17条 公開

機関は、発行されたすべての登録証について第16条で言及される内容を公開するものとする。これらの内容は、標章専用登録簿に登録されるものとする。

第18条 異議申立て

(1) いずれの利害関係人も、第17条にいう公開から6月以内に、異議申立ての理由を記載した異議申立書を機関に送付することにより標章登録に異議申立てをすることができるが、これらの理由は、本付属文書第2条又は第3条の規定の違反若しくは異議申立人に属する優先権の侵害に基づくものでなければならない。

(2) 機関は出願人又はその代理人に異議申立書の写しを送達するものとし、出願人又はその代理人は、3月の期間内に自己の理由を主張して答弁することができる。この答弁は異議申立人又はその代理人に対し送達されるものとする。その答弁が所定の期間内に機関に到達しない場合、出願人は登録出願を取り下げたものとみなされ、登録は取り消されるものとする。

(3) 異議申立てに関する決定を下す前に、機関は請求により、両当事者又はその代理人のそれぞれ又は一方から聴聞する。

(4) 機関による異議申立に関する決定に対する不服申立ては、利害関係人により、決定通知の受領日から3月以内に審判高等弁務局に対してなされるものとする。

(5) 機関は、上記異議申立てが正当である限りにおいてのみ登録を取り消すものとする。

(6) 取消に関する最終決定は、機関の公式刊行物で公開されるものとする。

第19条 権利の存続期間

(1) 標章登録は、登録出願日から10年のみ有効とする。ただし、商標の保有権は10年ごとに可能な継続登録を更新することによって無期限に保護できる。

第20条 専用登録簿に含まれる情報の利用

何人もいつでも、所定の料金を納付すれば、機関の標章専用登録簿を調べ、又は自己の費用負担で、情報又はそうした情報の抜粋若しくはそうした情報の写しを請求できる。

上記で言及される調査、情報、抜粋又は写しは1つの標章のみに係るものでよい。

第21条 標章登録の更新

(1) 標章の保有者は、規則で定められた額の手数料を納付した場合にのみ第19条で言及される更新を行うことができる。

(2) 上記(1)に規定された金額の料金は、本付属文書第19条で言及される10年間の最終年に支払われるものとする。ただし、規則により定められる追加料金を加えて納付することを条件に、その年の経過後に当該手数料を納付するための6月の猶予期間が認められるものとする。

(3) 標章並びに当該標章が登録されている商品又は役務の目録は、変更することが許されない。ただし、当該目録を制限する登録保有者の権利は留保されるものとする。

(4) 標章登録の更新には、その標章の新たな審査を要しないものとする。

(5) 機関は、標章専用登録簿に更新を登録し、本付属文書で定められた方式でそれを公開し、そうすることが適切な場合、当該商品又は役務の何らかの制限について言及するものとする。

(6) 登録が更新されなかった標章は、登録期間又は更新期間が満了してから3年が経過するまでは、同一又は類似の商品又は役務に関し、第三者の利益のために登録することは許されない。

第3章 放棄、取消及び無効

第22条 放棄

- (1) 標章の登録保有者は、その標章の登録全体又は登録に係る商品若しくは役務の一部に係る登録を放棄することができる。
- (2) 放棄は配達証明書付の書留郵便で機関に通知され、機関はそれを標章専用登記簿に登録し、公開するものとする。
- (3) 実施権が標章専用登記簿に登録された場合、放棄は実施権者が放棄に同意した宣言書の提出を受けてのみ登録されるものとする。ただし、当該実施権者が実施権契約においてその権利を明示的に放棄しているときは、この限りでない。

第23条 取消

- (1) 利害関係人の請求があれば、裁判所は、いずれかの加盟国の領域でその請求前に継続して5年使用されていない登録標章の取消を命じることができる。ただし、登録保有者にこの商標を使用していない正当な理由があるときは、この限りでない。取消は、当該商標の登録に係る商品又は役務の全部又は一部に及ぶことができる。
- (2) 標章の使用に関する立証責任は、保有者が負うものとする。他人による標章の使用は、保有者の承認を受けることを条件に、その標章の使用として認めるものとする。
- (3) 取消を命じる決定が確定すればその旨が機関に通知され、機関それを標章専用登記簿に登録するものとする。
- (4) 取消は本付属文書に関連する実施規定に定められた様式で公開されるものとする。これにより、当該標章の登録は始めから効力がなかったものみなされる。

第24条 無効

- (1) 国家の領域への標章登録の効力の無効は、検察庁、利害関係人又は利害関係を有する専門家集団の請求により民事裁判所によって宣言されるものとする。
- (2) 上記で言及される利害関係人又は機関の請求によって、裁判所は、標章が本付属文書第2条及び第3条の規定に適合しない又は優先権に抵触する場合には、標章登録の無効を宣言するものとする。後者の場合、無効は優先権保有者の請求を受けてのみ宣言されうる。無効は、標章登録に係る商品又は役務のすべて又は一部のみ適用できる。
- (3) 登録の無効を宣言する決定が確定すれば、その旨が機関に通知されるものとする。
- (4) 無効は、本付属文書に関連する実施規定に定められた様式で公開されるものとする。登録は、公開された日から無効とみなされるものとする。

第25条 回復

- (1) 標章の保有者の責めに帰することができない事情によって当該登録標章により付与される保護が更新されなかった場合は、第24条の規定に関わらず、当該保有者又は被授權者は、必要とされる更新手数料及びその金額が規則によって決定される追加料金の納付を条件に、前記事情が解消された日から6月以内で、かつ更新の満期日から遅くとも2年以内に、当該標章の回復を申請できる。
- (2) 上記の標章回復申請は、上記(1)で言及される手数料及び追加料金の納付を証明する書類

を添付して機関に送達されるものとし、当該保有者又は被授権者が、回復を正当なものであるとみなす根拠を述べた申請書を含むものとする。

(3) 機関は上記で言及される根拠を審査し、当該標章を回復するか、当該根拠を正当なものとみなさない場合はその申請を却下するものとする。

(4) 回復によって、当該標章の最大存続期間は、延長されないものとする。当該標章の登録の満了後にその標章の使用を開始した第三者は、そうした使用を継続する権利があるものとする。

(5) 回復された標章は、本付属文書に関連する実施規定で定められた様式で機関によって公開されるものとする。

(6) 回復申請に続く拒絶決定に対する審判は、当該決定の通知から 30 日以内に審判高等弁務局に対し申し立てられるものとする。

(7) 本条(1)から(6)までは、標章登録出願が国際条約により設定される期限内に提出されなかった場合に適用されるものとする。

第4章 標章及び契約実施権の移転及び譲渡

第26条 権利の移転

- (1) 標章に存する権利は、その全部又は一部を移転可能なものとする。
- (2) 標章に関する所有権、使用権の実施許諾又は当該使用権の譲渡、若しくは質権又は質権の取消を伴う行為は、違反した場合は無効となるという条件で書面によって証明するものとする。
- (3) 商標権の移転、使用権の実施許諾は、標章に係る商品又は役務のすべて又は一部について許される。使用権の実施許諾のみは、その有効性を加盟国の一国家の領域に限定することができる。

第27条 第三者に対する行使

- (1) 第26条で言及される行為は、これらが機関により維持される標章専用登録簿に登録されていなければ第三者に対して行使できないものとする。
- (2) 規則によって設定される条件に従って、機関は、標章専用登録簿への登録内容の写し若しくは質権の対象となっている標章に関する登録内容の記録又はそうした登録内容が存在しないことを証する証明書及び当該標章の元の見本に関する情報を複製した同一性証明書を、そうした請求を行う何人に対しても発行するものとする。

第28条 無効に関する司法判断の登録

いずれかの加盟国の領域において標章出願の効力を無効と宣言する最終的判断は、判断を下した当該司法機関による通知を受けて標章専用登録簿に登録されるものとし、その記載が機関によって公開されるものとする。

第29条 実施権契約

- (1) 標章の保有者は、契約により、自然人法人を問わず、他人に対し、その標章が登録されている商品又は役務の全部又は一部に関し当該標章の使用を許可する実施権を付与できる。
- (2) 実施権の存続期間は、標章の登録期間を超えることは許されない。
- (3) 実施権契約は書面で作成され、当事者が署名をするものとする。ただし、これに違反した場合は無効となる。
- (4) 実施権契約は、機関の標章専用登録簿に登録されるものとする。実施権契約は、本付属文書に関する実施規則に指定された様式で当該登録簿に登録され、公開されるまで第三者に対して行使できないものとする。
- (5) 実施権は、標章の保有者又は実施権者の請求により、実施権契約の満了又は終了の証拠の提出を受けて登録簿から取り消されるものとする。
- (6) 実施権契約に反対の内容の規定がない限り、実施権の付与によって、許諾者は、実施権者に通知することを条件に実施権を他の者に与えること又は当該標章を自ら使用することを妨げられないものとする。
- (7) 専用実施権の付与によって、許諾者は、実施権を他の者に与えること及びこれと反対の内容の規定が実施権契約になれば、当該標章を自ら使用することを妨げられるものとする。

第 30 条 無効条項

(1) 実施権契約の条項又はそうした契約に関する条項は、工業又は商業分野において、当該標章登録に付与された権利に由来しない又は権利を維持するために必要でない制限を実施権者に課す場合に限り無効となるものとする。

(2) 次に掲げる事項は、上記(1)の意味において制限とはみなされないものとする。

(a) 当該標章の使用の程度、範囲、又は存続期間若しくは当該標章の使用に係る商品又は役務の質又は量に関する限定

(b) 当該標章登録の有効性を害する蓋然性の高い行為を禁ずることを実施権者に対し課す義務

(3) 実施権契約に反する規定がなければ、実施権は第三者に譲渡できないものとし、実施権者は、再実施権を許諾する権限を有しないものとする。

第 31 条 無効条項の認定

第 30 条で言及されている無効条項の認定は、利害関係人の請求によって民事裁判所によってなされるものとする。

第5章 団体標章

第32条 団体標章を受ける権利

一般の利益のためかつ商業、工業、工芸及び農業の発展を促進するため、国家、株式会社、組合又は組合の団体並びに生産者、製造業者、職人及び商人の協会又は団体は、商品又は役務に係る団体標章を所有できる。ただし、それらは公的に承認されており、かつ法人格を備えているものとする。

第33条 団体標章の使用

団体標章は、商品又は取引される物に第32条で言及される団体により管理の手段として直接付され、又はこれら団体の成員により付されるものとする。事情のいかんに関わらず、この添付は関係団体の監督下で、かつ当該団体標章に適用される本文の規定に従ってなされるものとする。

第34条 団体標章登録

団体標章登録の出願は、その使用に関して承認された規則を含むものとする。これら規則が第3条の規定に反する場合又は所定の料金が納付されていない場合、当該出願は拒絶されるものとする。当該規則の公の秩序又は善良の風俗に反する改正も拒絶されるものとする。

第35条 団体標章の防護

団体標章を保有する団体の成員は、本付属文書に規定された民事及び刑事手続を開始できる。ただし、その団体がなんら措置を講じていないことを証明し、かつその団体に措置を講じるよう要請していることを条件とする。

第36条 団体標章の移転、無効及び権利失効

- (1) 団体標章は、譲渡又は移転することは許されないものとする。
- (2) ただし、合併があった場合、工業所有権を所管する官庁は、当該合併によって生じた新たな団体に対するその標章の移転を承認することができる。
- (3) 裁判所は、次に掲げる場合、団体標章の無効又は権利失効を宣言できる。
 - (a) 第32条に定義される当該標章の保有者が存在しない場合
 - (b) その使用を規律する規則が公の秩序又は善良の風俗に反する場合
 - (c) 当該標章が本章の規定に定められた条件を満たさない場合
 - (d) 上記(a)で言及される標章の保有者が、上記(b)で言及される規則に規定された以外の条件で故意に当該団体標章を使用し、又はその使用を許可した場合
- (4) 団体標章が無効又は権利失効を宣言された場合、当該標章は新たな登録によって同一の商品又は役務に利用することも、いかなる目的で使用することもできない。ただし、当該標章の無効又は権利失効を宣言した最終決定の日から10年が満了すれば、この標章は、第32条で定義された団体によってそのまま登録できる。その場合、後者が従前の保有者と同一国籍を有していることを条件とする。

第6章 罰則

第37条 登録標章の不法使用に対する罰則

(1) 次に掲げる者は、1,000,000CFAフラン以上6,000,000CFAフラン以下の罰金及び3月以上2年以下の懲役に処するものとする。

- (a) 他人に属する標章を自己が取引する商品又は物に不正に付した者
- (b) 偽造又は不正に付された標章を付した1つ又は複数の商品を故意に販売若しくは販売目的で提供した者若しくはそうした標章の下で商品又は役務を故意に販売、販売目的で提供、供給又は供給目的で提供した者
- (c) 買い手を誤解させるような方法で標章の不正な模倣品を製造又は不正に模倣された標章を使用する者
- (d) 商品の性質に関して買い手を誤解させるおそれのある不正に模倣された標章又は情報を付した1つ又は複数の商品を故意に販売又は販売目的で提供する者若しくはそうした標章の下で商品又は役務を供給又は供給目的で提供した者

(2) 次に掲げる者は、上記(1)にいう罰則にも科されるものとする。

- (a) 登録標章の下で請求したもの以外の製品又は役務を故意に提供する者
- (b) 商品の性質に関して買い手を誤解させるおそれのある情報を付した標章を使用する者

第38条 強制標章及び禁止標識に関連した罰則

次に掲げる者は、1,000,000CFAフラン以上2,000,000CFAフラン以下の罰金及び15日以上6月以下の懲役又はこれら罰則のいずれか一方のみに処するものとする。

- (a) 強制とする宣言がなされている標章を自己の商品に付していない者
- (b) 当該種類の商品については強制とする宣言がなされている標章を付していない商品を販売又は販売目的で提供する者
- (c) 本付属文書第1条の下でなされた決定の条件に違反する者
- (d) 本付属文書の規定の下で禁止された標識を自己の標章に組み込んでいる者

第39条 非加重罰則

- (1) 本付属文書第37条及び第38条で指定された罰則は、加重されないものとする。
- (2) 最も重い処罰のみが、訴追された最初の行為前のすべての行為に対して科されるものとする。

第40条 累犯の場合の罰則

- (1) 累犯の場合は、第37条及び第38条に指定された罰金は2倍とする。
- (2) 違反に先立つ5年以内に、違反者が本付属文書に指定された違反行為のいずれかで有罪判決を受けている場合、累犯が起こったとみなすものとする。

第41条 酌量すべき情状

酌量すべき情状に関する加盟国の国内法の規定は、本付属文書に規定された違反行為に適用されるものとする。

第 42 条 選挙権のはく奪

(1) 違反者は、さらに 10 年を超えない期間、商工会議所及び農業会議所等の職業団体の選挙に参加する権利をはく奪される。

(2) 裁判所は、違反者による全額負担で、判決をその指定する場所に掲示し、かつ全部又は抜粋の形式で裁判所が指定する新聞に公表することを命じることができる。

第 43 条 偽造標章及び商品の結末

(1) 裁判所は、無罪の場合でも、第 37 条の規定に反すると認められる標章を付した商品の没収及び特に当該違反行為の実行に供された器具又は道具の没収も命じることができる。

(2) 裁判所は、そうすることが適切な場合、没収物が偽造され、不正に付され又は模倣された標章の保有者へ引き渡されるべきことを、追加の損害賠償を受ける権利の有無にかかわらず、命じることができる。

(3) いずれの場合でも、裁判所は、第 37 条の規定に反すると認められる標章を付した商品の廃棄を命じることができる。

第 44 条 強制標章に係る他の措置

(1) 第 38 条に規定された場合、裁判所は、強制とする宣言がなされている標章をその裁定の影響を受ける商品に付すよう常に命じるものとする。

(2) それに先立つ 5 年以内に、被告人が第 38 条に規定された違反行為のいずれかで有罪判決を受けている場合、裁判所は商品の没収を命じることができる。

第 45 条 団体標章に関連した罰則

本付属文書第 37 条、第 38 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条及び第 44 条に規定された罰則は、商品又は役務に係る団体標章に適用されるものとする。さらに、次に掲げる者は、第 37 条に規定された罰則を科されるものとする。

(a) 第 34 条にいう使用規則で指定された以外の条件で団体標章を故意に使用した者

(b) 商品又は役務に係る標章に適用される規定の条件の下で不法に使用された団体標章を付した商品を販売又は販売目的で提供した者

(c) 団体標章の無効日から 10 年以内に、その団体標章を複製又は模倣する標章をいかなる態様であれ故意に使用した者

(d) 団体標章の無効日から 10 年以内に、その団体標章を複製又は模倣する標章の下で商品又は役務を故意に販売、販売目的で提供、供給又は提供目的で供給した者

第 46 条 侵害訴訟を提起する権利

(1) 標章侵害に係る民事訴訟はその保有者によって提起されるものとする。しかし、専用使用権者は、契約にその他特段の規定がなければ、当該保有者に措置を講じるよう要請した後にそれが講じられなかった場合に侵害訴訟を提起することができる。

(2) 使用権契約の当事者は、自己に係る損害の賠償を受けるため、他の当事者により提起された侵害手続に介入する権利を有するものとする。

(3) その使用が 3 年黙認されていた後に登録された標章の侵害訴訟は、それが悪意をもって登録出願された場合を除き、受理されないものとする。ただし、当該訴訟の不受理は、使用

が黙認されていた商品及び役務に限定されるものとする。

第7章 管轄権

第47条 管轄権

- (1) 標章に係る民事訴訟は、民事裁判所に提起され、略式手続として裁かれるものとする。
- (2) 刑事裁判所に提起された訴訟の被告人が、自己の弁護のため当該標章の保有権に関し疑義を呈した場合、管轄裁判所はその疑義について判決を下すものとする。

第48条 侵害による差押

- (1) 標章の所有者又は専用使用权の所有者は、訴訟が提訴される、国境を含む管轄権内の民事裁判所の所長から命令を取得する過程で、必要なら専門家の援助を受けて執行官、公務員又は税関職員を含む行政官に、本付属文書の規定に違反して当該所有者に損害をもたらすように標章が付され、提供され、又は供給されたと当該所有者が主張する商品又は役務の詳細な目録を、差押の有無に関わりなく作成させることができる。
- (2) 当該命令は、請求によって、当該標章が登録されており、かつ失効又は取り消されていない旨の証明を条件として出されるものとする。
- (3) 差押が申請された場合、裁判官は告訴人による保証金の提供を命じることができ、当該告訴人は、差押が実施される前にその保証金を差し入れるものとする。差押を求める外国人は、保証金の支払を必ず要求されるものとする。
- (4) 記述された又は差し押さえられた物を所有する者には、命令の写し及び、それが適切である場合、保証金の寄託を証する書類を与えるものとする。ただし、違反すれば、事情に応じて当該命令は無効とされ、執行官、公務員、行政官又は税関職員に対し損害賠償が課せられるものとする。

第49条 実体的手続開始の期限

告訴人が、10営業日以内に民法又は刑法の下で訴訟を提起しなかった場合、物品目録又は差押は当然に無効になるものとする。ただし、損害賠償請求権の行使は妨げられないものとする。

第8章 一般規定、移行規定及び最終規定

第50条 1977年3月2日のバンギ協定の下で登録又は認定された標章の継続の有効性

本条の下で、1977年3月2日のバンギ協定及び同付属文書3に基づいて登録又は認定された標章は、本協定に規定された期間有効となるものとする。

第51条 既得権

(1) 本付属文書は、その発効日以降に登録のため出願された標章に適用されるものとする。ただし、1977年3月2日のバンギ協定付属文書3に基づき取得された権利は留保されるものとする。

(2) 本付属文書の発効日前にされた商標登録出願は、当該出願の出願日に適用されていた規定の適用を引き続き受けるものとする。

(3) ただし、上記(2)にいう規定に基づいて登録された標章に由来する権利の行使は、留保される既得権に従って、本付属文書の発効日から本付属文書の規定の適用を受けるものとする。

(4) 1977年3月2日のバンギ協定の付属文書3は、廃止された。

付属文書 4 意匠

第 1 章 総則

第 1 条 定義

(1) この付属文書においては、配置又は形状が工業製品又は工芸品に特別な外観を与え、かつ当該製品の製造に関して模様として用いることができるのであれば、線及び色彩の当該配置は意匠とみなされ、立体形状は線又は色彩に関連するかどうかに関わらず意匠とみなされるものとする。

(2) 物が同時に新規意匠及び特許可能な発明とみなすことができ、かつ意匠の新規性を構成する要素が発明の要素から分離できない場合、当該対象は、特許に関する付属文書 1 又は実用新案に関する付属文書 2 の条項の下でのみ保護することができる。

(3) 本付属文書により付与される保護は、特に文学的及び美術的財産権に関して、加盟国のその他の法律規定に由来する権利を排除しないものとする。

第 2 条 登録の対象となる意匠

(1) 工業意匠はそれが新規性を有する場合、登録することができる。

(2) 意匠はその出願日前、又は優先権が存在する場合は登録出願の優先日前に、有形的な形態で公開、使用又はその他の手段によって世界のいずれかの場所で開示されていなければ、新規である。

(3) 上記(1)で言及される新規性は、同項で明記された日に先立つ 12 月の間に、当該意匠が次に掲げる結果により開示の対象となった場合は、拒絶されないものとする。

(a) 出願者又はその権利譲渡人に対してなされた明らかな違反

(b) 出願者又はその権利譲渡人が公式又は公認の国際博覧会にそれを展示したという事実

(4) その利用が公の秩序又は善良の風俗に反する意匠は登録できないが、当該意匠の商業的利用は単に法律又は法令の規定によって禁止されているとの理由で、公の秩序又は善良の風俗に反するとはみなされない。

第 3 条 登録により付与される権利

意匠の創作者及びその権利承継人は、本付属文書の条件に従って、当該意匠を実施し、当該意匠が組み込まれている物品の産業若しくは商業目的で販売し又は販売させる排他的独占権を有するものとする。ただし、他の法律又は規制上の規定により付与される権利を妨げないものとする。

第 4 条 意匠を受ける権利

(1) 適切な方式で預託された意匠のみが本付属文書の利益を享受できるものとする。

(2) 意匠権は、それを創作した者及びその権利承継人に属するものとする。ただし、反証がない場合、最初の出願人が当該意匠の創作者と推定されるものとする。

第 5 条 外国人による権利の取得

外国人は、本付属書類の条件を満たしていれば、その利益を享受できるものとする。

第6条 従業者により創作された意匠

(1) 一定の職務を行う契約及び雇用契約を管理する法的規定に従って、かつ反対の内容の契約規定が存在しない場合、かかる契約に基づいて創作された意匠の登録を受ける権利は、当該職務を従業者に委託した者又は雇用者に帰属するものとする。

(2) 雇用契約が従業者に創作行為を行うことを求めていない場合は、前条が適用されるものとする。当該従業者がその雇用によって自己に利用可能となったデータ又は手段を用いて意匠を創作した場合は、同一の規定が適用されるものとする。

(3) 上記(2)に規定された状況で当該意匠を創作した従業者は、創作された当該意匠の重要性を反映した対価を受ける権利を有するものとし、当該対価は、当事者間の合意が存在しない場合は、裁判所により決定されるものとする。

(4) 本条の規定は、それと反対の内容の具体的な規定がなければ、国、公共団体及び公法上のその他の法人の従業者にも同様に適用されるものとする。

(5) 雇用者が意匠を受ける権利を明示的に放棄した場合は、当該権利は創作者に帰属するものとする。

(6) 上記(3)の規定は、公の秩序に係る問題である

第7条 付与される権利の制限

登録意匠は、登録出願時に当該意匠をいずれかの加盟国の領域ですでに使用しているか、又はその実施をするために必要な手段を講じていた第三者に対して拘束力を持たないものとする。当該第三者は、自己の営業、職場又はその他人のそれらの場所で当該意匠を使用する権限を有するものとする。その権利は、営業を伴わずに移転することができない。

第2章 寄託と公表

第8条 願書の提出

- (1) 意匠を登録しようとする者は、次に掲げるものを、機関又は工業所有権を所管する官庁に提出し、又は受理確認依頼を付して書留郵便で送達するものとする。
- (a) 機関の長官に宛てた規則により規定された数の願書の写し
 - (b) 機関への所定の手数料の納付を証明する書類
 - (c) 出願人が代理人により代理されている場合、印紙を貼っていない個人委任状
 - (d) 意匠の使用が予定されている製品の種類の記載
 - (e) 規則により指定された大きさで意匠を表す図面又は写真の同一の写し2通を含んだ包袋。
- ただし、これに違反する場合は願書は無効となる。
- (2) 同一の出願は、国際分類(ロカルノ協定)の同一類若しくは同一組又は範囲の物品に属す限り、第1から最後まで番号が付されるものとする1から100の意匠を含むことができる。100番目を超える意匠は、本付属文書の下で有効に寄託されたとみなされないものとする。
- (3) 出願の際、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から12月を超えない期間、登録完了後に意匠の公開を延期する旨の申請をすることができる。

第9条 優先権主張

- (1) 先行出願の優先権を利用しようとする者は、次に掲げるものを願書に添付するか又は出願日から遅くとも3月以内に機関に送達するものとする。
- (a) 当該先行出願の出願日、出願番号、出願国及び出願人の氏名を記載した宣言書
 - (b) 当該先行出願の正規の謄本
- (2) 2つ以上の優先権を利用しようとする出願人は、各優先権に関して上に掲げる規定に従うものとする。当該出願人は、主張する各優先権に関して料金を納付し、上記(1)で言及される3月の期間内に料金納付の証拠を提出するものとする。
- (3) 当該出願から3月経過後に機関へ到達した優先権の主張は、受け入れられない旨が宣言されるものとする。

第10条 出願記載書及び書類の送達

- (1) 機関又は工業所有権を所管する官庁によって作成された記載書は、それぞれの出願を記載し、書類の提出日時を明記するものとする。
- (2) 記載書の写しが出願人に発行されるものとする。
- (3) 工業所有権を所管する官庁は、出願日から5営業日以内に当該書類を機関に送達するものとする。

第11条 意匠の登録

- (1) 意匠登録出願すべてにつき、機関は、本付属文書第8条及び第9条にいう様式の要件を満たしているか、かつ所定の手数料が納付されているかを審査するものとする。
- (2) (1)(b)を除く第8条及び第9条(1)で言及される様式の条件が遵守されていない出願は、要件不備である。当該不備は出願人又はその代理人に通知され、出願人又はその代理人は、通知日から3月の期間内に書類を訂正するように求められるものとする。必要性が認められ

る場合、出願人又はその代理人の請求によって、その期間は30日まで延長することができる。このように当該期間内に訂正された出願は、当初の出願日を保持するものとする。

(3) 訂正された書類が許可された期間内に提出されなければ、意匠登録出願は拒絶されるものとする。

(4) 拒絶は、長官によって宣言されるものとする。

(5) いかなる出願も、所定の手続及び様式に従って、そしてその範囲内で当該出願を訂正する機会を出願人又はその代理人に最初に与えることなく本条(3)及び(4)に基づいて拒絶されることはない。

(6) 機関は、上記(1)で言及される要件が満たされていると認める場合、意匠を登録しその登録を公開するものとする。

(7) 法定登録日は、出願日とする。

第12条 保護期間

(1) 下記(2)の適用を受けることを条件に、意匠登録証により付与される保護期間は、登録出願日から5年目の終了時に満了するものとする。

(2) 意匠登録は5年毎2回連続して、規則で定められた額の更新手数料を納付して更新することができる。

(3) 意匠の更新手数料は、現在の登録期間の満了に先立つ12月以内に納付されるものとする。ただし、規則により定められた追加料金を納付することを条件に、当該満了の後に手数料を納付するための6月の猶予期間が認められるものとする。

第13条 回復

(1) 意匠によって与えられる保護が、当該権利の保有者の責めに帰することができない事情により更新されなかった場合、当該保有者又は被授權者が、必要とされる更新手数料及び規則によって決定される追加料金の納付を条件に、前記事情が解消された日から6月以内にかつ更新が予定されていた日から遅くとも1年以内に、当該保護の回復を申請できる。

(2) 前項で言及される意匠回復申請は、同項で言及される登録手数料及び追加料金の納付を証明する書類を添付して機関に送達されるものとし、当該保有者又は被授權者が、回復を正当なものであると考える根拠を述べた陳述書を含むものとする。

(3) 機関は、前項で言及される根拠を審査し、当該意匠を回復するか、当該根拠を正当なものと考えない場合はその申請を却下するものとする。

(4) 回復によって、当該意匠の最大存続期間は、延長されないものとする。当該登録の満了後に当該意匠の実施を開始した第三者は、そうした実施を継続する権利があるものとする。

(5) 回復された意匠は、本付属文書に関連した実施規定で定められた様式で機関によって公開されるものとする。

(6) 回復申請後の拒絶決定の審判は、当該決定の通知から30日以内に審判高等弁務局に対し申し立てられるものとする。

(7) 本条(1)から(6)までは、意匠登録出願が国際条約により設定される期限内に提出されなかった場合に適用されるものとする。

第14条 出願書類の送達

- (1) 登録意匠の記載、図面及び写真は機関が保持するものとし、これらは第15条の規定による公開の後、機関は請求を受けて送達するものとする。意匠の見本は機関によって8年保管され、利害関係人は閲覧することができる。
- (2) 上記(1)で言及される公開の後、何人も記載、図面及び写真の正式な写しを入手できる。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定は、先行出願の優先権を利用しようとする出願人によって提供された正式な写し及びこうした出願人に当該優先権の主張を正当なものとする書類に適用されるものとする。
- (4) 意匠登録の出願人であって当該意匠登録の前に自己の出願の優先権を外国で利用しようとする者は、自己の出願の正式な写しを入手することができる。

第15条 公開

- (1) 機関は、第11条で言及される条件が満たされていると認める場合、各登録意匠について次に掲げる内容を公開するものとする。
 - (a) 意匠の番号
 - (b) 意匠の所有者の氏名と住所
 - (c) 登録証に記載しないことが請求されていない場合は、意匠の創作者の氏名と住所
 - (d) 代理人がいる場合は、その氏名及び住所
 - (e) 出願日
 - (f) 優先権が正当に請求されている場合は、優先権の記載
 - (g) 優先日、先行出願が行われた1つ又は複数の国及び先行出願の番号
 - (h) 意匠の登録日
 - (i) 意匠の名称
- (2) 管理評議会は、意匠の記載及び図面又は写真の公開の条件を設定し、かつ決定するものとする

第16章 公表

- (1) 機関は、登録のために提出された意匠を複製させるものとする。
- (2) 複製の写しは、機関において公衆に利用可能なものとする。
- (3) 出願の公開を記載した写しは、出願人又は権利承継人及び当該意匠に関する法律上の係争関係の当事者にも与えられるものとする。

第17条 保存期間

意匠が保護期間の満了後2年以内にその保有者によって請求されなければ、当該意匠は処分される。

第18条 出願料

出願は、次に掲げる料金の事前の納付を条件とする。

- (a) 登録のため提出される意匠の数に拘わらず単一出願料
- (b) 提出された各意匠の登録手数料

第 19 条 未払いによる不受理

願書に、前条で言及される手数料の機関への納付を証明する書類が添付されていない場合、当該願書は不受理とする。

第3章 意匠の移転及び譲渡

第20条 権利の移転

- (1) 意匠に存する権利は、その全部又は一部を移転することができるものとする。
- (2) 意匠に関する権利の移転、実施権の許諾又は当該実施権の譲渡、若しくは質権又は質権の取消に関わる行為は、書面を作成して証拠を残すものとし、それに違反する場合は、無効とされるものとする。

第21条 専用登録簿への行為の登録

- (1) 第20条に言及される行為は、これらの行為が機関により維持される意匠専用登録簿に登録されない限り、第三者に対して拘束力を持たないものとする。こうした行為の登録は、機関によって維持されるものとする。
- (2) 機関は、意匠専用登録簿への登録内容の写し及び質権の対象である意匠に関する登録内容の記録又はそうした登録内容が存在しないことを証する証明書を、そうした請求を行う何人にも発行するものとする。

第22条 共有権の行使

利害関係者間にこれと反対の内容の規定が存在しなければ、登録意匠の共有者は別個に持分を移転し、当該意匠を使用し、本付属文書第3条によって付与された排他的独占権を行使することができるが、第三者に当該意匠を実施させるには共同によってのみ許諾できる。

第4章 実施権契約

第23条 実施権契約

- (1) 意匠権者は契約により、自然人法人を問わず、他人に対し当該意匠の実施を許諾できる。
- (2) 実施権の存続期間が、意匠の登録期間を超えることは許されない。
- (3) 実施権契約は書面により作成され、契約当事者が署名をすることで証拠とされるものとする。ただし、違反した場合は無効となる。
- (4) 実施権契約は、規則によって定められた手数料の納付後に、機関によって維持される専用登録簿に登録されるものとし、実施権はそのように登録されるまで第三者に対し行使できないものとする。
- (5) 実施権に関する登録は、意匠権者又は実施権者の請求により、当該実施権の満了の証拠が与えられた場合削除される。

第24条 無効条項

- (1) 実施権契約の条項又はそうした契約に関する条項は、工業又は商業分野において、当該意匠登録に付与された権利に由来しない又は権利を維持するために必要でない制限を実施権者に課す場合に限り、無効となるものとする。
- (2) 上記(1)で言及されている無効な条項の認定は、利害関係人の請求によって民事裁判所によってなされるものとする。

第5章 罰則

第25条 権利侵害に対する罰則

本付属文書にて保障される権利に故意に違反する者は、1,000,000CFA フラン以上6,000,000CFA フラン以下の罰金に処されるものとする。

第26条 累犯の場合の罰則

(1) 累犯の場合又は違反者が被害者によって雇用されている場合、第25条に基づく罰金に加え、1月以上6月以下の懲役の刑を科すものとする。

(2) 違反に先立つ5年以内に、違反者が本付属文書に指定された違反行為のいずれかの最初の有罪判決をすでに受けている場合、累犯が起こったとみなすものとする。

(3) 酌量すべき情状に関する加盟国の国内法の規定は、本付属文書に規定された違反行為に適用されるものとする。

第27条 選挙権のはく奪

(1) 違反者は、第25条及び第26条に規定された罰則を受けることに加え、10年を超えない期間、商工会議所及び通商会議所などの職業団体の選挙に参加する権利をはく奪される。

(2) 裁判所は、違反者による全額負担で、判決をその指定する場所に掲示し、かつ全部又は抜粋の形式で裁判所が指定する新聞に公表することを命ずることができる。

第28条 没収

(1) 無罪の場合でも、被害者の利益のために、本付属文書によって保障される権利を侵害する物の没収が裁判所によって命じられるものとする。

(2) 裁判所は、加えて、有罪判決の場合、特に違反物の製造に供された器具の没収を命じることができる。

第6章 法的手段及び手続

第29条 管轄権

- (1) 意匠に関連する民事訴訟は、民事裁判所に提起され略式手続として裁かれるものとする。
- (2) 刑事裁判所に提起された訴訟の被告人が、自己の弁護のため当該意匠の所有権に係る疑義を呈した場合、管轄裁判所は、それに対する判決を下すものとする。

第30条 刑事手続開始の条件

第5章に規定される罰則の適用を求める刑事訴訟は、被害者による告訴を条件に検察庁のみが提起できる。

第31条 侵害による差押

- (1) 被害者は、訴訟が提訴される、国境を含む管轄権内の民事裁判所の所長から命令を取得する過程で、必要に応じて専門家の援助を受けて執行官、公務員又は税関職員を含む行政官に、違反物又は道具の詳細の物品目録を、差押の有無に関わりなく作成させることができる。
- (2) 当該命令は、請求及び機関によって交付された公開の宣誓供述書の提示を受けて、登録が失効又は取り消されていない旨の証明を条件に出されるものとする。
- (3) 差押が申請された場合、裁判官は、告訴人に対し保証金の提供を求めることができ、当該告訴人は、差押が実施される前にその保証金を差し入れるものとする。
保証金は、差押を求める外国人には必ず要求されるものとする。
- (4) 対象物を所有する者には、命令の写し、及びそれが適切な場合は保証金の寄託を証する書類を与えるものとする。ただし、違反すれば、事情に応じて、当該命令は無効とされ、執行官、公務員、行政官又は税関職員に対し損害賠償が課せられるものとする。

第32条 実体的手続開始の期限

告訴人が、10営業日以内に民法又は刑法に基づく訴訟を提起しない場合、目録又は差押は当然無効になるものとする。ただし、損害賠償請求権の行使は妨げられない。

第33条 司法機関への書類の送付

訴訟が提起された司法機関は、機講に対し、登録出願された又は登録された意匠を送達するよう請求することができる。

第34条 付与された権利の防護

- (1) 契約又は強制実施権の受益者は、当該登録意匠権者に対し、当該受益者によって報告された当該意匠登録の権利侵害に対する民事又は刑事の制裁を求め必要な法的措置を講じるよう書留郵便で要求することができる。
- (2) 前項に規定された要求後3月以内に、当該意匠権者が前項で言及される措置を講じることを拒否又は怠った場合、登録実施権者は自己の名義でこうした措置を講じることができる。ただし、当該意匠権者が当該措置に介入する権利は妨げられない。

第7章 一般規定、移行規定及び最終規定

第35条 1977年3月2日のバンギ協定の下で登録又は認定された意匠の継続の有効性

本条の下で、1977年3月2日のバンギ協定及び同付属文書4に基づいて登録又は認定された意匠は、本協定に規定された期間有効となるものとする。

第36条 既得権

(1) 本付属文書は、その発効日以降になされた意匠登録出願に適用されるものとする。ただし、1977年3月2日のバンギ協定付属文書4に基づき取得された権利は留保されるものとする。

(2) 本付属文書の発効日前になされた意匠登録出願は、当該出願の出願日に適用されていた規定の適用を受けるものとする。

(3) 上記(2)で言及される規定に基づいて付与された意匠登録に由来する権利の行使は、本付属文書の発効日から本付属文書の規定の適用を受けるものとする。ただし、既得権は留保されるものとする。

(4) 1977年3月2日のバンギ協定の付属文書4は、廃止された。

付属文書 5 商号

第1条 定義

本付属文書における意味として、商号とは、商業、工業、工芸又は農業組織が、その名称のもとで知られ、かつ利用されるような名称をいう。

第2条 商号として受け入れられない名称又は称呼

その性質又はその利用形態のために、公の秩序又は善良の風俗に反し、そして特に、業界又は公衆に対し、その名称の商業、工業、工芸又は農業組織の性質を誤解させやすい名称又は称呼は、商号として認められないものとする。

第3条 商号を受ける権利

(1) 後続の規定に従い、商号は最初にそれを使用した者又はそれを最初に登録した者に帰属するものとする。

(2) 商号の使用は、立証しようとする使用事実と同時期に存在する書面、印刷物又は書類によつてのみ証明されうる。

(3) 登録商号が、十分な根拠があると認識され法的措置を生じさせることなく、少なくとも5年領域において継続的に公然と使用されている場合、当該商号の保有権は、使用の優先権を根拠に異議申立てすることは許されない。ただし、登録出願の際に、出願人が最初の使用者の商号の存在を知らなかったことはあり得ないと証明できる場合はこの限りではない。

第4条 商号登録の特段の効果

本付属文書の規定に従って登録された商号のみが、第16条(3)及び(4)で規定された刑法上の制裁の対象となりうる。

第5条 商号の使用条件

(1) 加盟国の一地域において、登録商号の保有者の活動と同じ商業、工業、工芸又は農業活動に関して登録された商号を使用することは、そうした利用が当該企業の混同を生じさせやすい場合、違法とする。

(2) 当該商号の登録保有者は、その名称、住所、筆名、地理的名称又は商品の製造、若しくは役務の提供に係る種類、品質、数量、目的地、価値又は原産地、若しくは時間の正確な表標識に関する第三者の善意の使用を排除することはできない。ただし、当該使用が単に識別又は情報の目的に限定され、商品又は役務の出所に関して公衆を誤解させない場合に限られるものとする。

(3) 氏及び名が登録商号と類似する利害関係人は、自己の組織の商号の権利が登録商業の権利の後に発生した場合、自己の商号に何かを加えるか又は他の方法で、自己の商号を当該登録商号から区別するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。

(4) 上記(1)から(3)までの規定は、登録されている限り、当該組織によるあらゆる商業、工業、工芸又は農業活動に適用される。

第6条 願書の提出

(1) 自己の組織の商号を登録しようとする、いずれかの加盟国の領域に存在する商業、工業、工芸又は農業企業の所有者は、次に掲げるものを、機関、自己の本居地に所在する民事裁判所の書記官、又は工業所有権を所管する官庁に提出し、若しくは受理確認依頼を付して書留郵便で送達するものとする。

(a) 次に掲げるものを含む、機関の長官に宛てた十分な数の登録願書の写し

(i) 出願人の氏名、住所及び国籍

(ii) 登録を申請する商号、及びそうすることが適切な場合は、十分な数の商号の複製の写し

(iii) 次に掲げるものを含む、当該組織の活動の場所及び種類

(b) 出願及び公開手数料の機関への納付を証明する書類

(c) 出願人が代理人により代理されている場合、印紙を貼っていない個人委任状

第7条 出願記載書

(1) 機関、民事裁判所の書記官又は工業所有権を管轄する官庁によって作成された記載書は、それぞれの出願を記載し、書類の提出日時を明記するものとする。

(2) 記載書の写しが出願人に発行されるものとする。

(3) 出願が登録された後速やかに、かつ出願日から5営業日以内に、工業所有権を所管する官庁の事務官は、願書の写し、出願記載書の謄本、手数料の納付証明及び代理人を選任する場合は、第6条にいう委任状を添付した第6条(a)で言及される表紙部分を機関に送達するものとする。

(4) 機関は、受理した順序で願書の開封及び登録を行うものとする。

第8条 出願登録

(1) 商号登録出願すべてにつき、機関は、商号が第2条の規定に反しないこと、正しく出願されていること、及び所定の手数料が納付されていることを確認した後、当該商号を登録及び公開するものとする。

(2) 登録は、出願日から効力を有するものとする。

(3) 機関は、登録の通知を付した商号の見本の写しを出願人に送達するものとする。

(4) 第2条の規定に適合しない出願は、拒絶されるものとする。

(5) (b)を除く第6条にいう書式の要件が遵守されていない出願は、要件不備である。当該不備は、出願人又はその代理人に通知され、出願人又はその代理人は、通知日から3月の期間内に書類を訂正するように求められるものとする。必要性が認められる場合、出願人又はその代理人の請求によって、その期間は30日まで延長することができる。このように当該期間内に訂正された出願は、当初の出願日を保持するものとする。

(6) 訂正された書類が許可された期間内に提出されなければ、商号登録の出願は拒絶されるものとする。

(7) 拒絶は、長官によって宣言され、かつ出願人に通知されるものとする。

(8) いかなる出願も、所定の手続及び様式に従って、そしてその範囲内で当該出願を訂正する機会を出願人又はその代理人に最初に与えることなく、本条(4)、(6)及び(7)に基づいて拒絶されることはない。

(9) 拒絶の通知日から30日以内に、出願人は、審判高等弁務局に審判請求できる。弁務局は、

当該出願について最終の裁判官かつ仲裁者となるものとする。

第9条 異議申立て

(1) いずれの利害関係人も、第8条(1)で言及される公開から6月の期間内に、異議申立ての理由を記載した異議申立書を機関に送付することにより商号登録に異議申立てをすることができるが、その理由は、第1条、第2条及び第5条(1)の規定の違反、又は相手方に属する優先権の侵害に基づくものでなければならない。

(2) 機関は、出願人に対し異議申立書の写しを送達するものとし、出願人は、3月以内に自己の理由を主張して答弁することができるが、この期間は、利害関係人である出願人の正当な請求により一度だけ更新できる。その答弁が所定の期間内に機関に到達しない場合、出願人は登録出願を取り下げたものとみなされ、登録は取り消されるものとする。

(3) 異議申立てに係る決定を下す前に、機関は、請求があれば両当事者又はその代理人のそれぞれ若しくはその一方を聴聞する。

(4) 機関による異議申立取消決定に対する審判請求は、利害関係人により当該決定通知の受領日から3月以内に審判高等弁務局に対し申し立てられるものとする。

(5) 登録は、本条にいう異議申立てが正当である限りにおいてのみ取り消されるものとする。

第10条 登録証

登録を受けて、商号専用登録簿に登録された、特に次に掲げる情報を記載した証書が、登録保有者に発行されるものとする。

- (a) 商号の通し番号
- (b) 登録出願の出願日及び登録日
- (c) 登録された商号、又はそれが適切である場合はその商号の複製
- (d) 組織の所在地と活動内容
- (e) 登録保有者の氏名及び住所

第11条 権利の存続期間

(1) 商号登録は、出願日から10年のみ有効とする。ただし、当該商号登録によって付与される権利は、10年ごとの継続登録更新によって無期限に保護できる。

(2) 登録は、登録保有者による請求を受けて10年期間の最終年に、規則で定められた金額の更新手数料の納付を条件に更新できる。

(3) ただし、登録保有者は、必要な手数料の有効な納付を行うことができる本条(1)で言及される満了から6月の納付猶予期間を享受できるものとする。こうした場合、規則によって規定された追加料金の納付も請求されるものとする。

第12条 回復

(1) 登録商号の保有者の責めに帰することができない事情によって当該登録商号により付与される保護が更新されなかった場合、第11条の規定に関わらず、当該保有者又は被授權者は、必要とされる更新手数料及びその金額が規則によって決定される追加料金の納付を条件に、前記事情が解消された日から6月以内で、かつ更新の満期日から遅くとも2年以内に、当該商号の回復を申請できる。

(2) 前項で言及される商号回復申請は、前項で言及される手数料及び追加料金の納付を証明する書類を添付して機関に送達されるものとし、保有者又は被授權者が、回復が正当なものであると考える根拠を述べた陳述書を含むものとする。

(3) 回復によって、当該商号の最大保護期間は延長されないものとする。当該商号の登録の満了後にその商号の使用を開始した第三者は、そうした使用を継続する権利があるものとする。

(4) 回復された商号は、本付属文書に関連した実施規定で定められた様式で機関によって公開されるものとする。

(5) 回復申請後の拒絶決定の審判は、当該決定の通知の受領日から 30 日以内に審判高等弁務局に対し申し立てられるものとする。

第 13 条 放棄

登録商号の保有者は、機関に送達される宣言書によって商号をいつでも放棄することができる。放棄は、商号専用登録簿に登録される日に効力を生じるものとする。

第 14 条 商号の無効

(1) いずれかの加盟国の領域での商号登録の効力の無効は、検察庁若しくは自然人又は法人の利害関係人のいずれかの請求により、民事裁判所によって宣言されるものとする。

(2) 上記利害関係人当事者又は機関の請求によって、裁判所は、商号が第 1 条、第 2 条及び第 5 条(1)の規定に適合しない、又は優先権に抵触する場合に商号登録の無効を宣言するものとし、後者の場合、無効は先行権利の保有者の請求を受ける場合のみ宣言されうる。

(3) 登録の無効を宣言する決定が確定すれば、その旨が機関に通知され、機関はそれを商号専用登録簿に登録するものとする。

(4) 無効は、本付属文書に関連する実施規定に定められた様式で公開されるものとする。登録は、公開された日をもって無効とみなされるものとする。

第 15 条 商号の移転

(1) 商号は、当該商号の下で標識される商業、工業又は工芸、若しくは農業組織又はその一部とは別に譲渡又は移転することは許されない。

(2) 商号の譲渡は、書面にて行われるものとし、契約当事者の署名を必要とする。商業、工業、工芸、又は農業組織の合併又はいかなる他の形式の承継による移転も、その移転を証明する他の書類によりなすことができる。

(3) 上記(1)で言及される行為は、それらが機関により維持される商号専用登録簿に登録され、本付属文書に関連する実施規定が定めた様式で公開されている場合のみ、第三者に対して行使できるものとする。こうした行為の記録は、機関により維持されるものとする。

第 16 条 法的行為及び罰則

(1) 商号に関する権利が侵害される恐れがある場合、その権利の登録保有者は、そうした侵害を防ぐために法的措置を開始することができる。

(2) 前項で言及される権利の侵害があった場合、権利の保有者は、民法で規定された制裁に加え、当該侵害の継続を禁止し損害賠償の支払を請求することができる。

(3) 製品に関する事実の隠蔽又は何らかの改変により、製造者以外の製造業者又は職人の名前、若しくは製品が製造された場所以外の組織の商号を付したか又はそのようにみせた者は、3 月以上 1 年以下の懲役及び 1, 000, 000CFA フラン以上 6, 000, 000CFA フラン以下の罰金又はこれらの罰則のいずれかに処すものとする。

(4) 架空又は虚偽の名称を記した物品を故意に販売のために陳列又は市場に出した者は、(3) に規定されたものと同じ罰則に処すものとする。

第 17 条 範囲

本付属文書の規定は、あらゆる商業、工業、工芸又は農業組織に適用される。ただし、他の何らかの特例規定が適用されることを妨げない。

第 18 条 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定の下で登録又は認定された商号の継続的有效性

本条の下で、1977 年 3 月 2 日のバンギ協定及びその付属文書 5 に基づいて登録又は認定された商号は、本協定で規定される期間にわたって有効となるものとする。

第 19 条 既得権

(1) 本付属文書は、その発効日以降にされた商号出願に適用されるものとする。ただし、1977 年 3 月 2 日のバンギ協定付属文書 5 に基づき既得された権利は留保されるものとする。

(2) 本付属文書の発効日前にされた商号の登録出願は、当該出願の出願日に適用されていた規定の適用を受けるものとする。

(3) 上記(2)で言及される規定に基づいて付与された商号に由来する権利の行使は、本付属文書の発効日からその規定の適用を受けるものとする。ただし、既得権は留保されるものとする。

(4) 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定の付属文書 5 は、廃止された。

付属文書 6 地理的指示標識(省略)

付属文書 7 文学的及び美術的財産権(省略)

付属文書 8 不正競争からの保護(省略)

付属文書 9 集積回路の回路配置(図)(省略)

付属文書 10 植物品種保護(省略)